

第一百五十六回

参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第六号

平成十五年五月十六日(金曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

山下 栄一君
藤原 正司君
山根 隆治君
魚住裕一郎君
山本 保君
八田ひろ子君
吉川 春子君
森 ゆうこ君
福島 瑞穂君
片山虎之助君
細田 博之君
赤城 德彦君
米田 建三君
若松 謙維君
大村 秀章君
有馬 朗人君
入澤 鞍君
狩野 安君
柏村 武昭君
小林 温君
佐々木知子君
世耕 弘成君
田村 公平君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
保坂 三藏君
森元 恒雄君
山下 英利君

補欠選任

山根 隆治君
魚住裕一郎君
山本 保君
八田ひろ子君
吉川 春子君
森 ゆうこ君
福島 瑞穂君
片山虎之助君
細田 博之君
赤城 德彦君
米田 建三君
若松 謙維君
大村 秀章君
有馬 朗人君
入澤 鞍君
狩野 安君
柏村 武昭君
小林 温君
佐々木知子君
世耕 弘成君
田村 公平君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
保坂 三藏君
森元 恒雄君
山下 英利君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

常田 享詳君
林 芳正君
岡崎トミ子君
高橋 千秋君
荒木 清寛君
宮本 岳志君
有馬 朗人君
入澤 鞍君
狩野 安君
柏村 武昭君
小林 温君
佐々木知子君
世耕 弘成君
田村 公平君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
保坂 三藏君
森元 恒雄君
山下 英利君

尾辻 秀久君
常田 享詳君
林 芳正君
岡崎トミ子君
高橋 千秋君
荒木 清寛君
宮本 岳志君
有馬 朗人君
入澤 鞍君
狩野 安君
柏村 武昭君
小林 温君
佐々木知子君
世耕 弘成君
田村 公平君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
保坂 三藏君
森元 恒雄君
山下 英利君

國務大臣
副大臣

國務大臣
総務大臣
内閣府副大臣
防衛府副長官
総務副大臣

内閣府大臣政務

事務局側

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

内閣官房内閣審

全局長瀬川勝久君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省自治行政局長畠中誠二郎君、総務省政策統括官大野慎一君、法務大臣官房審議官河村博君、法務省民事局長房村精一君、文部科学大臣官房審議官金森越哉君、厚生労働省政策統括官水田邦雄君及び経済産業大臣官房審議官松井英生君を政府参考人として出席を求めて、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(尾辻秀久君)　御異議ない
う決定いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(尾辻秀久君) 個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。この法律案について質疑を続けさせていただきたいと思いますが、まず、これは事前通告をいた

しておりませんが、非常に基本的なことでございま
すし、衆議院でも確認されている事項でござい
ますが、細田大臣に確認をさせていただきたいと
思ひます。

この法律の、個人情報保護法案の第二条の「定義」に、「個人情報データベース等」という定義がございます。この第一条第二項の第一号にその定義がございますが、いわゆるホームページなどの検索エンジンですね、グーグルとかヤフーとかござります。これはこの第二条第二項第一号の個人情報データベースには当たらないということが、もう衆議院の委員会でも確認されていると思いますが、具体的にこれどういうところがこの定義に、普通の一般的の常識でいうと、特定個人情報を電子

計算機を用いて検索できるよう体系的に構築さ

から、個人データベース等には入らないという考え方になつておるわけでございます。

はこの利益を非常に享受している方々も多いものですから、そこは、体系的にということで、当たらないんだということは確認させていただいたと思います。

なサーバーあるいはデータベース事業者と契約を持つて、自らはデータを持たないし、当然、タグに入りたいと思います。

この法律の構成が王務大臣制を取つてゐることについては、この本院の委員会においてもあるいは衆議院の委員会においても随分と議論がされて

てきたような場合は、場合によつてはこの「個人情報データベース等」とみなされる場合がある。それは、検索ソフトがどういうふうに構築されているかから判断をして、体系的に判断されるかどうかによって決まつてくるということになると理解してよろしいでしようか。

○政府参考人(藤井昭夫君) これも、恐縮ですが

いますが、実際にどういうような形態の業者が出て

てくるかということを、その段階で改めてよく見ないと正確な判断はできないかと思ひますが、た
衆議院で枝野委員が質問をされて、「ゴルフ場の事例があつた」と思ひます。基本的にその事業所管

だ、一般論として申し上げますと、その業者の用いてる検索ソフト、その検索ソフトの中に、單にいろんなカテゴリーの情報を基にタグを付けているということではなくて、個人情報についてのみ、のみと申しますか、個人情報を整理して、それで体系的に構成していく、そのソフトによって検索すると。専らですから個人情報の検索専用ソ

フトみたいな形になろうかと思いますけれども、そのためのソフト。ただし、外部のデータベース

りは、むしろ、そのソフト 자체の中で体系的な形で個人情報が整理されて記録されているかどうかという観点からの判断になると思っております。

○松井孝治君 これは具体的なデータベースの実態を見ないと確たることを、これ以上お伺いしてもらしようがないと思うんですが、一つ留意いただきたいのは、やはり余り裁量的な解釈で、これが

当たる、当たらぬといふに判断されではし

ようがない。少なくとも、今のいわゆる検索エンジンというようなものは、これはIT社会の中で

はこの利益を非常に享受している方々も多いものですから、そこは、体系的にということで、当たらないんだということは確認させていただいたと思ひます。

それでは、通告を申し上げて いる本題の質問に
入りたいと思います。

この法律の構成が主務大臣制を取つてゐることについては、この本院の委員会においてもあるいは衆議院の委員会においても随分と議論がされて

まいりましたが、この三十六条で主務大臣規定があるわけであります。それで、具体的にこの主務大臣というものの指定が、本当に明瞭な形で、個別具体的な事業者から見たときにはつきり分かるんだろうかということについて、衆議院の委員会でも若干の議論があつたと理解しておりますが、そこについて細田大臣にお伺いをしたいと思いま

衆議院で枝野委員が質問をされて、ゴルフ場のす。

事例があつたと思います。基本的にその事業所管でその主務大臣は決まるということだったと思うんですが、その事業所管という概念がこれは必ずしも明確でないものがありまして、ゴルフ場について、細田大臣、ゴルフ場自体は事業としては経済産業省の所管。しかしながら、財団法人が運営しているようなゴルフ場がありますね、財団法人

あるいは社団法人が。これは大抵の場合は私の理解では文部科学省の所管であるというふうに考えますが、そうすると、財団法人のゴルフ場としては、事業として行われているのは経済産業省であるけれども、その趣旨に照らしてみると、体育の振興、スポーツの振興という観点で文部科学省の所管であると。そうすると、これは共管になるん

○國務大臣(細田博之君) 基本的には、ゴルフ場が取り上げられて、個人情報処理事業者としてどういう問題があるかということに着目される場合でしょうか。

には、普通は、サービス業であるゴルフ場がコンピューター等を用いていろいろな個人情報を取り扱うことに着目されると思いますので、基本的に経済産業省、サービス業を所管する経済産業省が全体を網羅すると考えて結構でございます。

ただ、治政的に、最近は余りございませんが、社団法人制のゴルフ場というものが過去にございましたし、これは一応許可を受けて、文部科学大臣の許可を受けたものがあるわけでございますけれども、これは、そういう許可を受けた経緯があるからということで、相談をする方がまず文部科学省の方に行つて御相談をするということは、当然それで結構でございます。したがつて、その場合には両方が、別の意味で主務大臣になると、しかし、サービス業として普通はこの問題が提起されるわけですから、基本的には経済産業大臣と、それからいわゆるゴルフ場協会のような団体もあるわけでございますので、そこが言わば認定団体になつたりして全体の運用をするということになるでしようから、そういう取り扱いがないのではないかと思つております。

○松井孝治君 端的にお答えいただきたいんです

が、私が聞いているのは、社団法人の文部科学省

所管のゴルフ場の場合は共管になるのかどうか。

個別に相談されるかどうかなんということは聞い

ていないんです。この法律上の主務大臣はだれに

なるのかと、共管になるのが、あるいはおっしゃつ

たサービス業ということで経済産業大臣になるの

か、どっちなんですか。

○国務大臣(細田博之君) 私いたしましては、

政府といましても、一般には経済産業大臣が

主務大臣であります、社団法人制のゴルフ場につきましては、ゴルフ場事業の中の特殊形態で過

去に許可をしたという観点で、社団法人を監督す

る立場から文部科学大臣も主務大臣として関与す

ることがあり得ると考えております。

○松井孝治君 あり得るとおっしゃつたんですね。

あるかどうか分からぬ、そういう状態にゴ

ルフ場、社団法人のゴルフ場については置かれて

いる。共管かどうか、今、あり得るというのが責任大臣の御答弁がありました。このことは是非記録に残しておきたいと思います。

同じように、今、サービス業だから経済産業大臣の所管だとおっしゃいましたね。これ、サービス業という概念はどういうふうにとらえておられるんでしょうか。私は、例えば経済産業省の設置法を見ますと、サービス業という言葉は非常に限られたときに使われていいんですね。サービス業は全部経済産業省の所管なんですか。大臣、お願いします。

○国務大臣(細田博之君) 厳密に言うと、サービ

ス業は金融業とか特別の、その業務によつて主務

大臣が決定されておりますサービス業もございま

すから、私がサービス業と言つたのは必ずしも正

確でございませんが、一般的に、その他の業とし

て所管がはつきりしておらないサービス業について

は経済産業大臣が主務大臣として様々な行政を

行つていることは、これまでの実績から見ではつ

きりしておりますと思っております。

○松井孝治君 端的にお伺いしますが、塾とか英

会話学校はどこの所管になりますか。

○政府参考人(藤井昭夫君) お答えいたします。

塾といつてもいろいろ、文部科学省から専門学

校等の事業を、免許ですか、そういう受けている

場合もあります。そういった場合は文部科学省が

所管されるということになりますが、それ以外の

サービス業、読まれております。

それから、今のサービス業云々ということにつ

いては、経済産業省設置法上は「商鉱工業の発達

及び改善に関する基本に関する」ということにつ

いては、経済産業省設置法上は「商鉸工業の発達

及び改善に関する基本に関する」ということにつ

いては、絏済産業省設置法上は「商鉸工業の発達

○松井孝治君 明確な答弁だつたと思うんで
ね。したがつて、他の所掌に属さないものが経済
産業省だと、いうことではないと思うんですよ。そ
うなつてくると、結局事業の実態に応じて個別に
判断しなければいけない。

○松井孝治君 明確な答弁だつたと思うんで
ね。したがつて、他の所掌に属さないものが経済
産業省だと、いうことではないと思うんですよ。そ
うなつてくると、結局事業の実態に応じて個別に
判断しなければいけない。

そうすると、私、やっぱりおかしいのは、この主務大臣制度を、まあ分かりますよ、主務大臣制度を取つておられることの一つの立論は。だなれどを取つておられることの一つの立論は。

私が申し上げているのは、新しい事業じゃなくして、昔からあるビジネスについても役所の仕切りが決まっていないところってたくさんあるじゃないですか。それについて特定の法益を持った法律があるから、それを所管しているからといううことで実態上付き合っている、だからそこは主務大臣になるんだというような考え方で整理していくのかと。

関心があるし、こういう法律に基づいてウォッチする必要がありますから一緒にやりましょう」と言うと、それを直ちに両方とも一緒に対応するといふことも行われているんですよ。その所管争いでどっちがどうだ、わしじゃない、あなたじゃないということを避けることが最も行政庁としては国民に対して大事なことですので、そういうルールというのはもう不文律ですが過去にたくさんある

るということはあり得るわけですね、制度上、うしたときに、企業から見て、事業者から見ていや、ちょっと勘弁してくださいと、もう五つ、六つもの役所からそんなことを言われたらまぬですという悲鳴が上がってきたときに、そののどに駆け込んだらいいんですか。そういうふくらはありますか。

ども、事業者の觀点から見たら、法令を見たつて書いてない。今も大臣は、お二人の大臣が見解が若干これ違うわけですよ。それから、行政組織を担当しておられる政府参考人もはつきり、そういう分野がどこの省庁になるのかということはつきりおつしやれない。こういう状態で主務大臣をどうやって決めるんですか、そこに重大な疑義がありませんかということを私は指摘しているんですが、細田大臣、御答弁お願いします。

○國務大臣（細田博之君）　主務大臣について、いろいろ所管について争いがあつたり、なかなか明確でないようなケースも出てくる可能性はもちろんでありますけれども、その場合は内閣総理大臣が実際に交通整理をするということになつておるわけでございます。

経済産業省の中には中小企業庁というのがありますよ。中小企業については非常に密接な行政組織ですよ。じゃ、中小企業は全部 中小企業でもこれを、個人情報取扱業者になるところはたくさん出てきますよ。中小企業は全部 中小企業庁の所管だということで、経済産業省が主務官庁になるんですか。ならないでしよう。なりますか、大臣。

○國務大臣(細田博之君) 主務大臣を定めた法律は、戦後だけでもう本当にたくさんあるわけですね。私自身も行政に携わつておるときに積極的な権限争議が起こって、これはわしの所管であるいや、こつちであるということを協議してきたこともありますし、過

○松井孝治君　いや、それは分かっているんですね。
よ。分かつていて、そういうことでいろんなトラン
ブルがあつて、縦割り行政ということで、国民党は
中央省庁のその縦割りに対して不信感があるわけ
ですよ。現実にこういう個人情報保護のような事
も透明性、運用の透明性が認められるものについ
て、そういう、いや、これはうちの役所も関連す
ると言つて一杯寄つてくるかもしれないし、いや
だれもこれは、あなた、この事業は私は関係あり
ませんと言つて逃げる場合もある。そんな不透明
な不安定な制度でいいんですかと。だから、もう
これ以上議論は、余りこの議論だけではあります
んから長引かせませんけれども、私たちは第三孝
機関のようなものを作つて、そこが一元的に監督

段階に至るようなケースにおいては、内閣が、内閣府で調整をいたしましてきちっとあらかじめ止めなければならないと思つております。
○松井孝治君 その前に内閣府が調整して決めることおつしやいましたが、主務大臣がいろんな具合的なこの法律に基づく権限があるわけですね、主務大臣の。事業者から見たら主務大臣の監督にはさなければいけないような条項があるわけですね。それを行うときに、法律どこを見ても内閣室を通じてやると書いていないように私は見えますが、私の見落としてしようか。
○國務大臣(細田博之君) 内閣府でこの問題題を各省と調整をして、案外この関係で多いかもしれないのは、個人情報処理、しかもコンピュータ、インターネット等を通じていろいろやられるもの

それから、もう一つ申し上げますと、あらかじめこれは主務大臣はどこであるかをすべて明確にして、昨今新しい業態が幾らでも出てくる中で、これはこの業、これはこの省というふうに全部を決め切るということはできませんし、それから、その必要がない法律でございまるのは、主務大臣というのはあくまでも事後的に、すべて問題となつて、その問題の事例がどこで扱うべきかも問題になつて、例えは二つの省が、じゃ両方でこれ题になつて、をやりましょうということにもなりますし、あるいは場合によつては内閣の方で振り分けることにもなりましようし、そのことで全く問題はないといふうに認識をしておるわけでございます。

○松井孝治君 いや、新しい事業が出てきて、それが所管が決まらないからこれは決めるという、それはそのとおりですよ。

去にもたくさんの方々がござります。そのときに、各省が調整をしながら、救済を受けるべき例、例えば個人に迷惑が掛からないように速やかに決める必要がありまし、過去の例として、もう一つ非常にいい決め方という例がたくさんあります。つまりして、こういう個人を救済する、例えば消費者保護でも何でもいろいろありますね。

おつしやったように、一つの企業がよく見ると幾つにも関係するのはあるんですよ。情報処理業者たって、いろいろ電気通信の関係があれば総務省と一緒に共管になると、そういう企業もたくさんあるわけですが、手を挙げれば、この問題は結構ですねと、私の方に申請がありましたけれども、苦情について、これをこれから処理させていただきますが結構ですねと、いうことを、内閣の方でも連絡体制を取ることによって、いや、これは私はも

官庁として行政責任を担った方がいいんじゃないですかと、それを申し上げているわけであります。それで、とにかく、今大体議論をしていて皆さん方、あるいはこれを、この議論を見られた国民の方々は、そこがやっぱり相当いい加減な部分があるな、不透明な部分があるなどという印象を持たれだと思いますよ。

しかしながら、じゃ例えば、現実にこの法律が運用されることになると、そうすると、いろんな役所から、今、大臣がおっしゃったように、規空として、行政機関が相互に連携を密にしなければいけないという訓示規定があるので、そこは知っています。ですからそんな答弁は要りませんけれども、いろんな役所から、いや、お宅は複数の事業を持つておられるからと、例えば五つも六つの役所が主務官庁だといっていろんな改善命令、勧告を出さされ

でござりますから、最も多そうなケースといふのは、経済産業省と総務省が、いやこれは両方だ、言つて主張する場合は、それじやこの問題についてはこうしましよう。ただ、そういうときの間に、政府の不文律は、この問題を速やかに処理するためにお互いに手を挙げて処理するけれども、共で処理するけれども、それはその情報処理事業等に迷惑を掛けないためにそうするけれども、これは事後の所管問題について前例として決定するものではないというような、これはやや行政庁運用の中身に立ち入ったようなことを申しますけれども。

そういうことによつて国民に御迷惑は掛からぬようとする仕組みでやつておりますし、それ常に今まで、もうたくさんある法律の中での所管主務大臣があるものについてはいろいろな恵まれども。

出されて何十年も来ている問題であり、また議員は正にそのことをよく御存じになりながらおしゃっているわけですから、決して私はそれは阻害要因になるようなことはない。ましてこの法律は、いわゆる許認可権のような、非常にそのことで業が始まつたり仕事が始まつたりするようなものと違いますて、個人が自分の権利を侵害された、それをまず企業との間で調整をする、その上でいろいろな認定団体による苦情処理等も経て、それから主務大臣の方に入ってくるというか、そういうことでござりますので、非常に例外的であると同時に事後的であることは御認識いただきたいと 思います。

それで事業者に迷惑が掛かっていて、何とかしてきやいかぬ、縦割りを是正しなきやいかぬといふことで我々は議論をしているということが大前にあるということは、これは細田大臣、是非認をいただきたいと思います。

そういう意味で、私はきちんと事前に、例えましょねとか、政府内で決めていただかにいかぬ。だけれども、決めていただいたとしても現実にいろいろそれぞの役所は個別の法益がありますから、いや、この事業は、例えば一つづ

○松井季治君 そのことは確認させていただい
ますよ。だけれども、そういう大臣でなくて、そういう行政の縦割りが出てきた、主務大臣制を取る以上は、僕はやっぱりそういうことというのは必ずマージナルな部分では出てくる可能性があると思うんですよ。そのときには、この個人情報保護法の運用に関しては、例えば内閣府なら内閣府でそういう相談窓口を置く。これは別に法令上のそんな根拠がなくても置けるわけです。そういうおつりはあるわけですか。

○國務大臣(細田博之君) それは当然いたしま

した覚えがない。これを私は、私の誕生日にて、一々誕生日にダイレクトメールを送るのはやめてくれと言うことはできるんでしょうか、細田さん。いや、これは基本的なことですから、細田さん。これはもう非常に基本的なことです。**○国務大臣（細田博之君）** 自分の誕生日が分かってしまって、それを向こうが勝手におめでとうございますと言つてきましたと。それを例えればデータの中から削除してくれと請求することはできると申しますが、だから、その削除することがどうぞいいの負担になるか、いらっしゃると思いまして。

Digitized by srujanika@gmail.com

○松井孝治君 分かっているから聞いているんで
すよ。

それで、それで本当に縦割り行政で、もう片山
大臣もちょっと笑つておられますけれども、それ
で情報通信の分野でどれだけの事業者が苦しんで
いるか。不文律があるというが、不文律という言
葉 자체がおかしいんですよ。そういう言葉を行政
の世界からやっぱりなくしていきましょうという
のが行政の今の行革の方針じゃなかったですか、
片山大臣。そういう不文律で、取りあえずこの窓
口にしておいて、後でやりましょうとか、あるい
は権限関係の前例にしない覚書を作りますとか、
一杯見てきましたよ、そんなもの。細田大臣も見
てこられたでしよう、片山大臣も見てこられてい
るけれども。そういうのがおかしいということです
行政改革をやつてているんじゃないですか。
そういうことを從来やつてきたから大丈夫です
よというようなことではなくて、從来やつてきて、

いいか、窓口がありますかと私は役所の人に聞いたら。そうしたら、窓口はありませんから、そのときは個別の役所の苦情相談とか消費者相談に行つてくださいといふのがお答えだったんですが、そんなことでいいんでしょうか。

○國務大臣(細田博之君) 相談は、身近な自分のところと関係するところに御相談いただいたらいいと思います。

ただ、法的措置になりますと、法的措置に具付的になつてしまりますと、それは主務大臣といふものを明確にしなきゃいけませんし、それは関係各省の間ですぐ協議をして決めなきゃなりませんせん。それで、その速やかな体制を今後取つていくと。いやしくも国民に迷惑を掛け、それが遅滞するようなことがないよう体制を組むことだけはお約束できると思います。

○松井孝治君 その体制なんですけれども、具体的に、各主務大臣のところに御相談を、それは

ね。恐らく多くの国民はそういうことで情報提供をしておられて、住所を書かれたり電話番号を書きたり、何の用途に使うのか分からなければどうですかという案内が来た。私は、例えば誕生日の、私はその事業者に私の誕生日なんか提供します。

そこで、ある事業者に対して自分の個人情報を提供いたしました。そして、この法律が施行になりました。この法律にのつとて、その事業者は適法に第三者提供を、自分が持っている名簿を適法に別の事業者に対してされました。そうすると、個人については、例えば私が氏名、住所、電話番号、生年月日を登録したとしますね。その私の情報が、私が登録した事業者と別の事業者に提供されたとします。その事業者から私のところにダイレクトメールが来た、あるいは誕生日おめでとうございます、誕生日のお祝いにこういうものはどうですかという案内が来た。私は、例えば誕生日の、私はその事業者に私の誕生日なんか提供

○政府参考人(藤井昭夫君) 委員御指摘のケーブルは、ある個人情報取扱事業者が合法的に持つていて個人データ、それが違法に他の個人情報取扱事業者に提供されたという事例ではないですか。

○松井孝治君 質問を聞いてください。適法に第三者提供された場合と言つて最初に聞いているんですから。政府参考人はきちんと質疑の状況を開いて答弁してください、時間の無駄ですから。

適法に提供された場合、私が元々提供した生年月日の情報は削除できないでしょ。

○政府参考人(藤井昭夫君) 別に違法な取得、違法な取扱いがあったわけではございませんから、利用停止請求の対象にはなりません。

○松井孝治君 そうなんですよ、請求対象にならないんですよ。というか、請求するのは個人としては自由かもしれないけれども、それは法律上認められないんです。

出されて何十年も来ている問題であり、また議員は正にそのことをよく御存じになりながらおつしやつておられるわけですから、決して私はそれは阻害要因になるようなことはない。ましてこの法律は、いわゆる許認可権のような、非常にそのことで業が始まつたり仕事が始まつたりするようなものと違います、個人が自分の権利を侵害された、それをまず企業との間で調整をする、その上でいろいろな認定団体による苦情処理等も経て、それから主務大臣の方に入つてくるというか、そういうことでござりますので、非常に例外的であると同時に事後的であることは御認識いただきたいと思います。

あらかじめどの主務大臣だろうかと個人情報事業者がおびえてますいが必要があるような法体系じやございませんので、まず個人が直接この苦情を申し立てるところから始まりますので、その処理をきちつとやつていただければ全部そういうものはそういうもので終わると。それで処理し切れ思ひます。

きやいかぬ、縦割りを是正しなきやいかぬといふことで我々は議論をしているということが大前にあるということは、これは細田大臣、是非認めていただきたいと思います。

そういう意味で、私はきちんと事前に、例え、情報通信の世界とか、これはこういう仕切りで、きましょねとか、政府内で決めていただかにいかぬ。だけれども、決めていただいたとしても現実にいろいろそれぞの役所は個別の法益がありますから、いや、こここの事業は、例えば一つの事業でも、うちの関連した事業はこんなことで困るんですけど、名簿の扱いはどうようなことです。それぞれの主務官庁が口を出せる仕組みになつてゐるんです、事業を所管していれば、だけれども、それが出てきたときに、いや、おかしくしたまらぬと、こんなもう六つも七つも主務官庁からいろいろなものを言われて、あちこちばらばらなことを言われたら困るというようなことが少しあります。

もちろん各主務大臣にも苦情を言つたらしいと思ひますよ。だけれども、そうじやなくて、そういう行政の縦割りが出てきた、主務大臣制を取る以上は、僕はやっぱりそういうことと/orのは必ずマージナルな部分では出てくる可能性があると思うんですよ。そのときにはこの個人情報保護法の運用に関しては、例えば内閣府なら内閣府でそういう相談窓口を置く。これは別に法令上のそんな根拠がなくても置けるわけです。そういうおつなりはあるわけですか。

○國務大臣(細田博之君) それは当然いたしました。

○松井孝治君 そのことは確認させていただいきて、もう一つ、これは逆に、今、事業者の立場から御質問申し上げましたが、個人の立場から、ちょっとこれはこういうケースが具体的にあるかどうか分かりませんけれども、一つの事例を挙げて聞かたいと思います。

例えば、この法律の施行前に、私だつていらん

した覚えがない。これを私は、私の誕生日につて「一々誕生日にダイレクトメールを送るのはやめてくれ」と言うことはできるんでしょうか、細田さん。いや、これは基本的なことですから、細田さん。これはもう非常に基本的なことです。

○**國務大臣（細田博之君）**　自分の誕生日が分かってしまって、それを向こうが勝手におめでとうござりますと言つてきたと。それを見ればデータの中から削除してくれと請求することはできると申いますが、だから、その削除することがどうぐさいの負担になるかということもあると思います。例えば、CD-ROMで販売されていると、例えれば役員四季報ですね、この間の、そういう話ももしるかもしれません。そういうことでござりますかね。

○**松井孝治君**　参考人、端的にお答えいただきたいですけれども、それは、法律上それは別余を求めるべきであります。

これは、例えば私の生年月日が間違っています。どうもどこかで入力ミスがあつたみたいだと。間違った日に来ている、誕生日おめでとうございます。これを私は正しい生年月日に改めることはできますか、参考人。

○政府参考人(藤井昭夫君) 誤ったデータが保有されている場合は、その事業の利用目的に必要な範囲内で訂正義務が生じるということになります。

○國務大臣(片山虎之助君) 私が去年の七月二十
九日付けでこういうことを決めまして、記者会見
で発表いたしました。今、委員が読まれたとおり
なんです。その中に括弧があるんですよ。外部監
査を実施する、括弧で、稼働後できるだけ早期に、
全団体に対して、運営面でのチェックリストを配
布し、その回答状況を点検するとともに、監査法
人等により個別に監査を行う方法でやると、こう
いうことなんですよ。

し、それから手間や手続もあるので、チエツクリストについては市町村に勝手に作らせるんじゃなくて、総務省と指定情報処理機関が協力してそのチエツクリストというか調査票を作つて、これを配布して、点検させて、それをまた見て分析をし

て個別に指導すると。その中で、特にこれは外部監査法人に直接やらせた方がいいというものはやると、これが百八市町村において実施だと、こういうことになっています。

（松井秀治君）五百八とおっしゃいました、三千一百余りある市区町村の中の百八しか実施されていません。確かにそういう読み方はできるのかもしれません、この文章を見ると、厳密に見ると。ただし、全地方公共団体を対象に監査法人等

による外部監査を実施すると本文に書いてあるわけですよ。括弧して、見ると、早期に、全団体に對して、運営面のチエックリストを配布し、その回答状況を点検するとともに、監査法人等による

というのは、運営面でのチェックリストを配布して、その回答状況を点検するという、ここまでまず掛かるんです。点検した結果、必要なものは監査法人等による個別に監査を行う方法をやると。だから、両方掛かっているんです。

○松井孝治君 じゃ、伺いますよ。両方掛かっているんでいいですよ、両方掛かっていいんですねけれども、三千二百にチェックリストを配られましたよね、外郭団体が。外郭団体が配られましたけれども、そのうち、その百八の、百八でしたつけ、外部監査を受けられる。これ、この百八はだれが選んだんですか。その必要性をちゃんと総務大臣が判断して、じゃこの百八は必要だからという判断をして、選ばれて外部監査を受けられたというのなら私は今の答弁は納得できないわけではないですよ。私はそういうことと必ずしも理解していないんですが、いかがですか。端的に、時間があまりませんので。

○政府参考人(畠中誠二郎君) 事実経過でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

これは、指定情報処理機関と都道府県との話合いで、全県一から三団体、各県一から三団体、都道府県の希望でございます。失礼しました、市町村でございます。

○松井孝治君 そうなんですよ、市区町村の希望なんですよ。どちらかというと、私が聞いている限りでは、まじめなところで、うちは外部監査を受けたいと、そういうチェックを受けておきたい、きちんととしたシステムを構築する上で、というところが手を挙げておられるんですよ。

それは判断が、これ、チェックリストを見ていて甘い、ここはちょっと危ないなということで、片山大臣の判断で、じゃここは受けさせようといふことだったら今の片山大臣の答弁は整合性があるんですよ。ところが、実際は、うちは受けてみたい、外部監査を受けてみたいというところが手を挙げられて、百八、外部監査を受けておられるんですよ。

というのは、運営面でのチェックリストを配布して、その回答状況を点検するという、ここまでまづ掛かるんです。点検した結果、必要なものは監査法人等による個別に監査を行う方法をやると。だから、両方掛かっているんです。

○松井孝治君　じゃ、伺いますよ。両方掛かっているんでいいですよ、両方掛かっていいんですねけれども、三千二百にチェックリストを配られましたよね、外郭団体が。外郭団体が配られましたけれども、そのうち、その百八の、百八でしたつけ、外部監査を受けられる。これ、この百八はだれが選んだんですか。その必要性をちゃんと総務大臣が判断して、じゃこの百八は必要だからという判断をして、選ばれて外部監査を受けられたというのなら私は今の答弁は納得できないわけではないですよ。私はそういうことと必ずしも理解していないんですが、いかがですか。端的に、時間がありませんので。

○政府参考人(畠中誠二郎君)　事実経過でござりますので、私の方からお答えさせていただきます。

これは、指定情報処理機関と都道府県との話し合いで、全県一から三団体、各県一から三団体、都道府県の希望でございます。失礼しました、市町村でございます。

なんですよ。どちらかといふと、私が聞いている限りでは、まじめなところで、うちは外部監査を受けたいと、そういうチェックを受けておきたい、きちんとしたシステムを構築する上で、というと

ころが手を挙げておられるんですよ。
それは判断が、これ、チャーチクリストを見ていい
て甘い、ここはちょっと危ないなどということで、
片山大臣の判断で、じゃここは受けさせようとい
うことだつたら今の片山大臣の答弁は整合性があ

るんですよ。ところが、実際は、うちは受けてみたい、外部監査を受けてみたいというところが手を挙げられて、百八、外部監査を受けておられるんですよ。

であることは知っています、ですから今の制度上では市区町村が自分の責任で判断しなければいけないということが根幹にあるのは知っていますけれども、ただ、事は、これみんな今LGWANと電が関WANがもう相当つながっていますよね。どこまでセキュリティを壊されるようなことがあつたら、それは全体の、国の全体の仕組みに影響するわけですよ。そういう意味では、個人情報、国民の個人情報保護全体がリスクにさらされる可能性があります。

だから、自治事務ではあるけれども、これはそ
の趣旨、元々片山大臣がこれは大分か何かでたし
か記者会見されたやつですよね、去年の七月二十二
九日に。それはやっぱり私は、この問題について
は自治事務かもしれないけれども、やっぱり総務
省が、地方自治制度を所管し、なおかつ青報通語

制度を見ておられる総務省が、やっぱりこのセキュリティーの問題については全国民に責任を持つて、きちんと胸を張れるような制度にしておかなければいけないんじゃないですか。

そういう意味で、この百八、自分で手を挙げた
という団体は外部監査を受けました、それで片山
大臣の七月二十九日の記者会見の趣旨が達成され
たとは私は思えないんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(片山虎之助君) こう、いうことなんですね。今の百八は、なるほど希望なんですよ。そこで、今、二月ぐらいまでに全部自己点検の、自点検の調査票を回収して、今それを中を点検し

しているんですね。今度は再点検を。それから分析をして、いるんですね。その結果、これから七月末までに、第二次稼働が八月末ですからね、だからそれまでに個別の指導をやろうと、抜き出して、悪いものは、こういうように考えておりまして、

まあ一割ぐらいが必ずしも十分でないという我々の認識を持っておりますので、これはもう個別に指導すると、府県を通じてか府県と一緒に。こういうことを考えておりまして、第二次稼働までには全部点検しよう、そして必要がある場合はどこ

外部監査ということも検討すると、こういうことがあります。

それと、住基ネットワークと、例のあれ、総合行政WAN、LGWAN、これと霞が関WANつなぎましたけれども、これは別の体系ですかね、委員御承知のように。住基ネットワークは全国でやつてるでしょう。だから、これを、こっちが結んでいるから住基ネットワークがどうだというところにはなりませんので。

が。
住基ネットワークとWANが違うのは分かつて
いるんですよ。だけど、住基ネットワークに入る
ときの市区町村の職員はLGWANに入っている
のですよ。そこが、住基ネットワークに入れる、入り

するところが危ないと言われているんですよ、一番危ないと言われている。その市區町村の職員の机の上にあるパソコンの管理が一番危ないと言わ
れているんですよ。サーバーから、コミュニケー

ショーンサーバーから先の話は大体大丈夫なんですよ、それでもいろいろ議論はありますけれども。だから、その面は、今おっしゃったことに限らず、きちんとセキュリティのチェックをしていただきます。

いがうまくいきません。本来は、今日は細田大臣に、恐らく同僚の他党の議員からも追及があるかもしれません、レガシーの問題であるとか、このセキュリティーの問題というものは、単にセキュリティーだけの問題

じゃなくて、IT調達、これが非常に根の深い問題があります。

かりにいいですけれども、メーカーの方々に仕様書を書いてもらって、セキュリティーも含めてみんな丸投げをしてしまう、はやりの言葉であります。丸投げをしてしまう結果、ベンダー、要するにシステム開発の立場から見ると、

千二百相手に商売ができる、物すごくおいしい商売ができる。それで結果としてセキュリティの問題も非常に大きな問題をはらんでいるじゃないか。

税金の使い道、セキュリティの問題、あるいはITを使った本当にe-Japanというものを構築する上で大きな問題を抱えているということをくる個別事例を含めて御指摘をさせていただきたかたなんですが、これは別の機会に譲らせていただいて、同僚議員の質問に譲りたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(尾辻秀久君) 午前の質疑はこの程度とし、午後零時四十分まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の保護に関する特別委員会を開会いたします。この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、藤原正司君が委員を辞任され、その補欠として山根隆治君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。

お昼御飯の後、十分な昼休み時間もないままの大変つらい時間帯の審議でございますが、よろしくお願ひいたします。

昨日、同僚の平野議員は胃カメラを飲まれた後

とかとおっしゃっていましたが、私は昨日バリウムを飲み、つい直前に胃カメラを飲んでやつてまいりまして、大変調子は不調でございます。

午前中、同僚議員から大変鋭い質問が出ておりましたが、少し私も伺つております。

ころがあるかも分かりません。特に、苦情処理の関係についてはダブル部分があるかも分かりませんけれども、私の方は、鋭くはないけれども素朴な質問をさせていただきますので、是非分かりやすいで回答弁をちょうだいしたいと、このように思っております。

それでは、まず冒頭、曾我ひとみさんが朝日新聞に抗議をなさったあの件につきまして、私は、大変これは個人情報、プライバシーの問題についてシンボリックな問題だと思いますので、本個人情報保護法案の担当大臣でいらっしゃる細田大臣からこの件についての所見をお伺いしたいと思いまます。

○国務大臣(細田博之君) 曾我ひとみさんの件とおつしやっていますのは、朝日新聞の五月十三日付けの夕刊十四面に掲載された記事におきまして、曾我さんに御主人、夫から手紙が届けられたこと、夫の連絡先の北朝鮮の住所、北朝鮮の担当者の名前を掲載していたこと等を指していると思っております。

○委員長(尾辻秀久君) 本件につきましては、本法案の問題というよりも、むしろ從来からメディアとプライバシーの関係で議論されてきた問題でございます。メディア自体はプライバシーの問題についてこれまで長い経験と強い認識を持っておられると思いますが、今後、こういう問題につきましては判例の蓄積とか国民的な議論により検討すべき問題であると思います。

ただ、この個人情報保護法自体から申しますと、

やはりこの活動は報道活動として行われたことでございまして、適用除外であることは明確でございます。本法案では、報道機関においても個人の人格尊重の理念に立ちまして個人情報を保護するということがいかに大事なことで、ある部分については

機関に自主的な取組を求めているところでありまして、そういう意味では、この自主的な取組を行なうべき筋合いの問題の一環であろうと思っております。

○川橋幸子君 朝日新聞は、この新聞記事によりますと、プライバシーへの配慮が足らず、おわび申し上げると、曾我さんの心を傷付ける結果となりましたという、そういう談話を発表しているところです。

また、内閣官房の拉致被害者・家族支援室の方で、これを、曾我さんの抗議文を公表されたわけでもございませんけれども、ということは、多分内閣支援室の方では、あるいはそれを担当なさる安倍副長官の方では、不適切という御判断だったのかなと思いますが、こういう一連の新聞社の対応、あるいは支援室の方の所見、態度について、細田大臣はいかがごらんになられますでしょうか。

○国務大臣(細田博之君) 私の所管の問題であることは必ずしもこの点は申せませんけれども、内閣の一員として考えますと、これだけ北朝鮮の問題、拉致家族の問題、そしてその親族の問題、家族の面会の問題が非常に大きな問題となつており、それぞれの安全の問題等が注目されております現時点で、差出人の御主人、夫の住所を、住所、氏名、氏名は元々分かっておりませんけれども、これらについて明確に報道しておりますけれども、これらに非常に大きな問題があると思つております。

○川橋幸子君 私は、住基ネットに登録される情報、氏名、性別、年齢、住所、これはむしろ本人のアイデンティファイ、アイデンティフィケーションになる、守られるべき部分がある、これは公表情報だと言わわれているそういう情報でさえも、扱いによっては非常にその人の人生、安全を狂わせることがあると。

そういう問題として是非、何というんでしようか、この問題は、やはり法によって取り締まるこよりも、むしろ教育啓発の問題なのかなと。個人のプライバシー、個人の情報を保護するということがいかに大事なことで、ある部分については

国家でも、それから国家に準ずる大きな力を持つメディア、中間団体も、個人のその問題についてはもう立入禁止区域があるんだよと、立ち入ってはならないことがあるんだよと、そこの社会意識、社会の理解が足りないんじゃないかと、このようないうわけでございますが、そうした意識啓発の件についてはいかがでございましょうか。

○国務大臣(細田博之君) また、年々歳々こういううIT化の促進によりまして、しかも情報が拡散していくわけでございますので、そういう点は大変大事だと思います。

例えば、私も川橋先生の、このある紹介の本によつてこう見ますと、この多くの先生方は最近は何々宿舎と書いてあるだけで、それ以上の細かいことは書いていない方も多いです。それは国会議員の人が身の安全とかいろんなことで、それを個人の立場からこれを修正してください。

ただし、この川橋先生のようにもう全部住所まで書いて電話番号まで書いてあるということは、正に先生から見られると本当にいいのかと。最初はどこかに届けられたと思うんです。我々も議員になったときは全部届け出で、だんだんそれはおかしいなど、かえつていろんな被害もあるなというと、自分の言わば個人情報は防いでほしいと、防ぎたいということで、本当に親しい人へは知らせるけれども、あとは議員会館の方に問い合わせてくださいといふうにして対応していますけれども、こういうこの個人情報の扱い一件一件見ますと極めて心ない対応のものが多くなつておりますので、私は、こういった点は本当に報道機関もこういったものの出版も含めて慎重な対応をしていただくことが適当であると思っております。

○川橋幸子君 どんな議員が質問するのかということで急遽取り寄せられたのかも分かりませんが、国会議員の場合はそうしたリスクは当然背負つた上で国政に対して責任を持つということもあるかもしれませんので、国会議員というよりも、個人のプライバシーというのは人権なんだよ、

新しい人権などということを御認識の上この策に取り組んでいただきたいということを御要申し上げまして、次に移らせていただきます。幾つかダブルかとは思いますけれども、やはこれまでの審議の中から、私個人としても強調してお伺いしたい点、数点を伺わせていただきたいと思います。

先日来、もう四条条件だけしか石破長官は求めない、それから求める求めないは防衛庁の所管で

るとして、片山大臣の方も自治体として提供するのは四情報が適當であろうというお話が繰り返繰り返しある中で、自衛官募集について四条件

が、一番の根本は、中卒の募集者、中卒の子供た
かどうかの話が絶えず繰り返されてまいりまし
外の条件が必要で、それが認められる、適法な

文部省の通達によれば、新規中卒者には文書募集にしろ、国家公務員あるいは地方公務員にしろ、間にしろ、このよな募集行為としちゃうのか、「

もそういふ、通達か何かよく分かりません、告
か何か分かりませんが、そういう態度が出され

けが中卒の子供たちに文書募集が必要なのか。
それから、その法律が認められる認められな

は必要でなければ現行法の運用を改めればよい、
いうことでござります。

伺いたいと思います。まず最初に文科省の方から伺いたいと思います。なぜ自衛官だけが認めらるのでしょうか。

○政府参考人（金森越哉君） お答えを申し上げます。

委員会の指摘の文部科学省と厚生労働省の共同で、
知におきまして新規中学校卒業者を対象とする文
書募集は行わないこととしておりますのは、中學
校段階では社会経験が浅いこと、職業についての
知識が少なく、職業選択能力も十分ではないこと

求人広告等に記載された内容だけに基づいて就職先を選択することは生徒にとって著しく不利な労働契約を結んでしまう可能性があることなどの理由によるものでございます。

自衛官の募集につきましては、自衛隊法等に基づき防衛庁が独自に募集できることとなつてはいるところでございますが、私どもいたしましては、このような共同通知の趣旨にかんがみ、従来より防衛庁に対しましては理解と協力を求めてきていたところでございます。

御指摘の中学生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報に関しましては、平成十五年四月三日付けの防衛庁事務次官通知によりまして、当該中学生の保護者又は当該中学生が在籍する中学校の進路指導担当者を通じて行う場合に限定しているものと承知をしておりまして、今後とも、共同通知の趣旨を踏まえた適切な募集広報活動をお願いしたいと考えておるところでございます。

○川橋幸子君 文科省の方からは防衛庁に対してこの通知の趣旨に沿つて募集をやつてほしいという協力要請をやつしていたということのようでございましたが。

そこで、それじや防衛庁の方にお伺いしたいと思います。

この質問だけに赤城副長官にお見えいただいで大変恐縮でございますけれども、大事な問題でございますので、是非お答えいただきたいと思いまます。

○副長官(赤城徳彦君) お答えいたします。

その前に、ちょっと先生御指摘の四情報の件について、是非これ御理解いただきたいと思うんですけれども、防衛庁は四情報以外の情報についても提供を受けてきました。これは法律に基づいてそれは認められていることですけれども、必要最小限に限るということで、今後は四情報にします。しようと、こういうことでありますから、これまでも何か違法なことをしてきたという点でございませんので、その点は是非御理解をいただきたいと思います。

それから、中学生に対する文書募集の件でござりますけれども、ただいま文部科学省からの説明がありましたように、基本的にはそういう理由で

○川橋幸子君 お伺いしたことにして直接お答えいた
だきたいと思いますけれどもね。

住んでいる住居までこの情報だけが行く。子供の人生選択にとってやはり情報提供が突出しているんじやありませんか。もう「保険会員登録」

いい。あるいは、もしくは伝説者が付いては、面白いことだつたら、ほかの民間企業でも、あるいは公務員でも、そのように、そこのところはお譲りになられたらどうですか。

○政府参考人(金森越哉君) お答えを申し上げます。

自衛官の募集にござまでは、先ほど御質問申
し上げましたように、自衛隊法等に基づきまして
防衛庁が独自に募集できることになつてゐるこ
とござりますが、いまはございません。

なでございまさか先ほど申しました共同通知の趣旨につきましては、これまでも防衛庁の理解と協力をいただいてきたところでございます。その

趣旨を踏まえた適切な募集広報活動に今後ともお願いをしたいと考えているところでございます。○川橋幸子君 何回繰り返してもちゃんとお

答
え
た
だ
け
な
い
と
い
う
こ
と
で
ござ
い
ます。
赤城副長官は大変お若い政治家でいらっしゃつて、今の価値観の多様化、あるいは今の労働市場

の在り方、子供たちの在り方、よく御存じだと思います。この際、自衛官募集についても、やはり子供の人生選択、子供の考え方をむしろ尊重す

るんなら、ダイレクトではなく一般に、フエアに、その代わり、自衛隊はこういうところに入ればこういうトレーニングも受けられる、あるいは、国

防以外にもこういう人生、キャリア形成に役立つ
と、そういう訴え方だつてあると思ひますけれど
も、この際思い切つて、もう個人の自宅への文書

募集は行いません、そのように検討します、その方がフェアな子供に対する情報提供であるということを御検討くださるようにお願いしたいと思いま

○副長官（赤城徳彦君） 防衛庁としましては、この自衛隊法に基づく募集で必ずしも共同通知が直に、直ちに適用されるわけではありませんけれども、その趣旨はきちっと守っていきたいと思っております。

その趣旨といいますのは、中学生段階では社会経験が浅いとか、あるいは職業に関する知識が少なくてその選択能力が十分でないと、そういうことでござりますから、中学生本人にダイレクトメールが行つて、本人がそれを見て適切な判断ができるないということがあつてはいけないと。したがつて、医薬各局はより就業日当局にあって募集

がって、保護者あるいは就職担当者にあてて募集をするといふことによつて、保護者とともにきつとした判断をしていただくといふことが大事だと思いますし、一方で、自衛隊法で独自に募集ができるというふうに規定されているのは、これ

はもう自衛隊として、自衛官としてそのおもてしる職業の特殊性といいますか、あるいは国の守りの一一番の基盤でございますから、その募集の重要性ということを反映してこのようになつてゐるものと思つております。

いずれにしましても、共同通知の趣旨はしつかり体してまいりたいと考へております。

○川橋幸子君 もうこの問題は何回繰り返してもちつとも検討しますというお答えがいただけないようで、大変落胆いたします。若い世代の政治家でいらっしゃる赤城副長官でも壁は破れないこと

に対して大変落胆いたします。直に申し上げます。

そのための最善の利益、もし職業情報をちゃんと親を通じて提供するなら、私は文部省も厚労省も含

めて、これから自立した日本の次世代を担う子供たちを育てていくなら、そのような人生選択のチャンスをフェアに与えるべきだと思います。子供にはいろんな可能性があるんです。

さて、これも再三再四質問が出て いるところでござりますが、住民票の写し等の請求書について、本人による開示請求ができるよう にすべきではな いかという質問がありまして、この点については片山大臣は大分うなづかれておりまして、検討す る、検討するとおつしやつて いるわけでございま す。

さで 本格移動が間近でござりますけれども、
スムーズな本格移動に入るためには、この部分の
手当てをすることによって、市民、住民それから
自治体の理解が得られて、この個人情報保護法と
も相まって法の目的が円滑に施行されるんじやな
いかと思いますが、住民基本台帳の改正を検討す
べきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 今の住民基本台帳の
考え方は、四情報は公開情報なんです。何人でも
それを知り得る。これが居住関係の公証ですし、
それから同時にあらゆる行政のベースとなつてい

ますから、基礎になっていますから、これぐらいは公開すべきだろうということで来ているわけですが、いろんな議論が出てきたのですから、例えば、請求、何でその住民票の写しが要るのかと、いう請求理由を求める、求めたときに、正当な理由でなきや拒否できる、こういう改正をやつたんですね。

いうところに売り込んでいるとか、金融機関、余り良質なのはないんでしようが、良質でない金融

機関がまたこれを利用しているとか、いろんな弊害があるから、そういうことは確かに弊害がありますよ。あのDVの話もありますし。

もうすぐやるという話じゃ川橋委員ないんでありますよ。よく実態を調べて、これは大問題ですから、基本的には公開ということなんだから。それを変えるんですから、そのところは大きな議論を、議論というか改革になりますから、いろんな多方から議論をしてできるだけ多くの人の合意を得てスムースに、場合によつては直すということもあり得るなど、そういう検討をさせていただくと、これだけ踏み込んだというのは大変なことなんですよ、この委員会で。だからそこは御理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

のり相手に、時に個別法の制定について、
気通信分野の個別法の制定については大変前向き
の思い切ったお約束、公約をいただきまして、さ
すが片山大臣だなと私も尊敬しておりますけれど
も、思つておりますが。

う少し事態は動いているというふうに私は思うのでございます。即やれというふうに御要望申し上

げているわけではなくて、検討するとおっしゃつたわけでござりますので、様々な御意見を基盤ネットの本格稼働の前までに手当てしていただきたい、検討していくべきだといふことは申

○国務大臣(片山虎之助君)　だれに閲覧させたり
写しを交付したかということを開示請求ある場合で
認めると、こういうお話を聞いて、これは
川橋委員、あれなんですね、登記簿の謄抄本やそれ
から例の戸籍の謄抄本も同じ扱いなんですよ。
これも原則公開なんですよ、何人にも。こういう
ところの関係もありますし、閲覧を求めたり写し
の請求した人のプライバシーの問題もあるんですよ。

で、第二次機動が一つのこれは区切りですから、そこまでにできるだけ結論して方向付けができるようになりますけれども、しかし、もうそれはさうですかね。私が昨日、電気通信事業の関係言つたのは二年後ですよ。これが施行するまでに結論を出す、個別法が必要のか要らないのか、要るとなつたら大体の内容はこうだという結論を出すと言つたわけございまして、八月と二年後は大分違いますからね。

だから、できるだけ早急に、川橋委員のお気持

○川橋幸子君 それでは、次の問題に移らせていただきます。
これは、衆議院の四月二十二日の特別委員会、横路委員が質問された今の名簿業者の危険性、リスクについての問題でございます。繰り返しになりますが、やはり大きな問題でございますので、この参議院でも指摘させていただきます。

横路委員の方も、大臣には、これが実態です」と、名簿業者の実態ですよというその資料は差し

法なり民法なりでは取り締まらない状況だと想われました。私もそのとおりだと思います。だからこそこの本法が必要だということにはなるわけですが、ますけれども、今のような実態、このようなりリスクをはらむ名簿が蔓延していく、しかもこれこそが新しいビジネスチャンス、あなたの起業、新しい業を起こすチャンスですよと、こういう商行為というのはどうなんでしょうか。法務省としてはどんな所見を持たれますか。

○政府参考人(戸村精一君) 違法な行為について民法では、民法九十条に「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」と、こういう条文が置かれております。これは社会の一般的な秩序あるいは道徳観念に違反するような法律行為について、その効力を認めることは適当でないと、こういうことから効力を否定するものとしたわけでございます。

典型的な例といたしましては、刑法規に違反するような行為、例えば犯罪行為、これを行うことを目的とする契約であるとか、社会の道徳観念に反するいわゆるめかけ契約、こういったものが典型的例として挙げられます。が、そういう社会の一般的な秩序あるいは道徳観念に反するような契約等をした場合に、法律上その効力は無効としますので、契約を締結していてもその履行を求めることもできませんし、また対価を支払う約束をしていてもその対価を、支払を求めるることもできません。いと、そういうことになるわけでございます。

立場、あるいは食品安全の担当大臣、特命担当大臣としてはつきりその職務が決められて、各省に對する総合調整権限を持つ大臣とは違うんですね。やっぱり各省の施策を寄せ集めてホッチキスで留める連絡調整担当大臣ということになるのではないか。

○國務大臣(細田博之君) 内閣としてはつきり担当大臣を決めると思います。それで、決める下にちゃんと国民生活審議会というのもありますし、各省の協議機関も決めますし、それから必要な基本方針を定めていくわけですから、当然その中で所管問題等も含めてこの基本的な枠組みをきっちり決める方針でございます。その基本は基本方針に盛り込まれると考えていただいていいと思います。

○川橋幸子君 しかし、よく分からるのは、執行体制の部分は国民生活局が所管するとして、そこが法律に明記されているのに、担当大臣のことは、大本の最も知りたい、国民が知りたい、明確にしてほしいと思う担当大臣のことについては法律は何も触れていない。

次に移ります。私は、昨年、国民生活センターの独立行政法人化の法案審議に内閣委員会の方で担当させていただいたのでございます。「一番不思議なのは、昨年、国民生活センターを審議する際に、この話は一つも出ていないのですよ。もう数年前の話じゃないです。今までの国民生活センターを独立行政法人化させると。しかも、これは苦情処理に非常に關係してまいりますけれども、国民生活センター、まあ人員も少ないので、予算もそう多くはない、はつきり言つて予算も本当に細々としている。そういうところが今度苦情処理の窓口になるわけですね、この法律によりますと。

じや、昨年衣替えして、そういう世帯でも消費者行政はしつかり担えます。そのために、例えば一例として、応じる相談は、直接相談応じるんじやなくて、都道府県あるいは自治体の中でも消費者センターが、地方の消費者センターが整いつつあ

る、そこから上がつてくる経由相談。だから、直に扱うんじやない、一回粗ごなししたものが上にあがつてきて、その解決ができない部分を担当する、より上位のセンターなのでこうした体制で大臣なんです」ということが説明されただいでございました。成立したばかりなのに、今度は、個人情報の関係については直にこれが、経由相談じゃない直接の問題を担当する。しかも、今までの消費者行政と

いうこのセンターが持つている経験、知識を飛び越えるプライバシーの問題、プライバシーをどう考えるか、非常に新しい問題を直に担当するということになるわけでございます。

本当にこの国民生活センターは苦情処理機関と

して適切なんでしょうか。法案担当の大臣から

大変な議論を呼んで、与党、野党間で、果たして

国会で本当に成立するかどうかの見通しもはつきりしない状況の下での議論であつたからだと思つております。

ただ、実態から申しますと、国民生活センタ

ーの役割は書かれておつたわけでございます

が、多分、大きな議論になりませんでしたのは、そもそも、これは政府としては出してみたもの

のものでございますし、都道府県には百六十七、ある

いは市町村においては二百九十六、合計四百六十

三のそういう機関があつて、それ経由で上がつてくるものもあるし、各地域で処理されるものもあ

ります。そして、その九千件のうち、各省に回

て、これはあなたの省の問題ですよといふうに決まる案件も多いと。逆に今度は、経産省などは、自ら消費者からは一万件、国民生活センターから

もう既に、国民生活センター受付分で受け付けております九千件ないし、平成十四年度はちょつ

と下がつて八千三百十四件ございましたが、百五十件ないし百八十件の案件はプライバシーの侵害に関する相談であつたということでございます。が、実際は消費者からの苦情、一般国民からの苦情一般ということになるとそういうった個人情報の関係も寄せられておりますので、私はこの国民生活センターでまず相談に応ずるという体制は優れたやり方ではないかと思っております。

○川橋幸子君 国民生活センターの方の担当局長にもお見えいただいて、本当は現場の話もよく聞きたいと思つたんです、が、大変恐縮です、時間がなくなつてしましましたので、大臣も、細田大臣も国民生活センターの業務に対しても大変御理解があるようござりますので。

もう時間があつたので、最後のまとめの質

間に移りたいと思います。

結局、野党が第三者機関が必要だ、これだけの法律、新しい日本の在り方としてやつしていくためにはそつした機構が必要だと言つてゐるときに、この行革の時代になかなか人も予算もできないと。物すごく乖離があつたわけですけれども、私は途中の議論が抜けていた感じがするんですね。

本当に今の国民生活センターで発足して大丈夫なのか。しかも、苦情相談の部分は法律の公布時に施行すると。それまでに準備体制を整えて、ど

ういう専門家を配置して、どう受け付けて

施設の運営が出てくるか、それに対する

ような苦情相談が出てくるか、それに対する

施設の運営が出てくるか、それに対する

臣が引き続きこの担当大臣になっていただきたいと要望させていただきますが、それに対する御本音は御自身の御決意、御自分から私は總理に申し上げたつていいと思うんですよ。どうですか、こ

の混乱ぶりから考えたら、法律作るまでの大臣

じやなくて施行にも責任を持つた大臣として、一

言、決意を總理に申し上げていただきたいと思

ます。

○國務大臣(細田博之君) せつかくのお言葉でござりますから、總理に伝え、官房長官にお伝えしますが、まずその前にこの法案を是非よろしくお願い申し上げ、私どもは責任を持つた対応をいたしたいと思っております。

○川橋幸子君 以上で、私、質問を終わらせていただきます。

昼夜休み十分じゃない後の質問で大変御無礼なことがあつたかも分かりませんけれども、野党も対案を出しておるのは別に法律を成立を妨げるためにはそつした機構が必要だと言つてゐるときに、この行革の時代になかなか人も予算もできないと。物すごく乖離があつたわけですけれども、私は途中の議論が抜けていた感じがするんですね。

本当に今の国民生活センターで発足して大丈夫なのか。しかも、苦情相談の部分は法律の公布時に施行すると。それまでに準備体制を整えて、ど

ういう専門家を配置して、どう受け付けて

施設の運営が出てくるか、それに対する

施設

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

今日初めてこの法案に対し質問させていただきますが、思えば前に住民基本台帳の改正のときに、コンピューターでつなぐという話がありまして、当時私ども公明党は野党の時代でございまして、担当していた者としては本当に個人情報保護が大事だということで、附則の部分で改正をしていただきまして、その担当している者としては本当に今日は感慨深いといいますか、法案は提出すればいいという話じゃなくて、やはり成立してしまって住民基本台帳のネット稼働するときに合わせてしっかりとこの法律が動いているということが大事かと思っておりまして、一日も早い成立を私どもも願うものでございます。それを前提にいたしまして、今日、若干、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律を中心に若干の質問を私ども国民が漠とした不安を持っているのは、やはり自分の情報が知らないうに取得されて利用されてということになるわけでございますが、この行政機関の方では、何回か出ているようでございますが、個人情報の取得の際の制限がないといいますか、基本法の方には、偽りその他不正な手段により取得してはならないという条文があるわけであります。行政機関の法案の方にはないと

いうことでございますが、やはりきつかり取得についての制限を設けるべきではないかというふうにも思えるわけであります。設けていない理由、これについて御説明をお願いしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたします。

まず、行政機関はそもそも法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得を当たるべきと、これは御存じの日本国憲法七十三条、国家公務員法九十八条、これに法令遵守義務、しっかりと記述さ

れているわけであります。そういう意味で、既に法規範として存在しているということで、改めて

今回のこの行政機関個人情報保護法には規定していない、このように取り扱ったところでございま

す。

なお、適法に取得されたものでない個人情報、

これにつきましては、御存じのように利用停止請求の対象となっておりますが、いずれにしても今、委員の御懸念の問題が起こらないような、必要な

場合には当然法令による取得根拠を明確にし、更には利用目的を厳格に特定する等、法の適正な運

営に万全を期してまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 今、お話をありましたように、

三十六条第一項一号、そこでは、適法に取得されたものでないときには利用の停止あるいは消去、提

供の停止、これを求めることになっているわけであります。

もちろん、憲法まで引用された上でのお話を

ありますけれども、憲法の中でもそれは国家賠償法まで規定、国家賠償といいますかね、損失補償まで含めて載っているわけで、国がやることがすべて正しいということは全くないわけで、この法

律の中でもこの適法ではない取得、そういうことが想定されているんだろうというふうには思うわ

けであります。しかしそうなんであればやっぱ

り、この基本法の方にはこういうふうに明確に載っているわけでありますから、あえて

区別して載せる必要は、規定をする必要はないん

ではないか。もう一度そこのところをお願いでき

ますか。

○副大臣(若松謙維君) この行政機関の個人情報保護法におきましても、やはり行政は間違がな

いと、そのような想定で法律は規定しております。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

うな措置を講じた法律体系となつていることを御理解いただきたいと思います。

○魚住裕一郎君 三條に個人情報保有の制限といふものがありますけれども、この「保有」という文言でございますが、これは情報にアクセスをする、それだけでは保有という概念には当たらぬ

ないのでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 行政機関の方におきましては、「個人情報を保有する」、この意味でござい

ますが、当該個人情報について実質上支配している状態と、いわゆる当該個人情報の利用、提供、廃棄等の処理につきまして判断する権限を有している状態ということでございまして、今お尋ねに

あるよう、単にアクセスする、閲覧する、このよう

な場合には保有には当たらない、このよう

考へております。

○魚住裕一郎君 この三條の一項には、「必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」

こういう規定ぶりになつているわけであります

が、必要な範囲を超えるれば違法ということによろ

しいんですね。また、利用目的が達成した後、こ

れはもう必要ないといいますか、必要な範囲がす

べて消滅するというふうに考えられます。その

場合の個人情報の取扱いはどういうふうになるん

でしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

く文書の管理の定めを作ることになつております。その保存期限の際に廃棄をすることに

なるわけでございます。

○魚住裕一郎君 それから、第四条では利用目的の明示ということが規定されていますが、除外事由はこれはもう

あらかじめ本人に対し明示しなくてもいいという

ことでございますが、例えば一号の方でございま

すが、人の生命、身体、財産の保護のため緊急に

必要があるとき、このような場合、事後であつて

も、事後の明示と言ふんですかね。事前の明示じゃなくして、そういうことが必要ではないのか。ま

た、二号の第三者の生命云々というのがあります

が、この場合もどうやつて判断するんですかね。

第三者的権利利益、これとの比較考量をすると、

そういう趣旨でございましょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

第四条の利用目的の明示でございますが、一般に申請書等の様式で個人情報を収集、保有すると

いうような場合が多いわけでございますが、そう

いうものについてはあらかじめその様式に利用目

的を記載をしておくということなどの方法が考え

られますほか、口頭による方法もあるわけでござります。

○副大臣(若松謙維君) この行政機関の個人情報

保護法におきましても、本人が利用目的が認識で

いるように適切にその利用目的を明示するとい

うことが必要であるわけであります。ここでは、例外としまして、同条の第一号では、人の生命、身体又は財産という基本的な権利利益を保護する

ために緊急に必要がある場合にはあらかじめ利用目的を明示することを義務付けますのは、そこまでは妥当性を欠きますので適用除外しているわけでございます。

また、同条第二号で、利用目的を明示するだけ

で本人又は第三者の不利益になる場合、結果とし

て本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合、そういう場合に適用除外しているわけでございまして、例えば国立病院等におきまして、がん

とかあるいは難病の疾患に罹患されているその方に、個人情報を収集する場合に、その利用目的を告げるだけでもしろ本人の不測の事態になるおそれがある場合は適用除外しているというのが同条第二号でございます。

第一号の方に関しましては、そういう緊急の必要でございますので、事後、必要に応じ利用目的を明示するということが望ましいと考えられます。が、第二号の方はそういう趣旨で本人又は第三者の不利益になる場合等を適用除外とするものでございますので、通例は事後的であっても明示するのが果たして適當かどうかという問題があろうかと思います。

○魚住裕一郎君 今、第一号の方は望ましいといふことでございますが、やるんですね。

○政府参考人(松田隆利君) 基本的には利用目的を明示するというのが第四条本文の考え方でございますので、その基本に沿つて対応していくべきものだと考えております。

○魚住裕一郎君 第五条に正確性の確保ということが規定されておりますが、利用目的の達成に必要な範囲内で正確性を期するという言い方になつておりますが、この利用目的の達成に必要な範囲外とということですが、範囲を超えた場合は、たとえ事実と違つていても訂正はしない、する必要はない、こういうことなんでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

個人情報につきましては、その利用の目的に

沿つて正に保有し、利用、提供されなければならないということでございまして、利用目的の達成に必要な範囲内で正確である必要があるわけでござります。この規定は行政機関に言わば義務を課しているわけでございまして、例えば利用目的によつて、例えば過去の一時点の事実のみで足りる場合、その後その事実が変更した場合、その変更した事実まで記載をする必要がないというようないう意味でございまして、もちろん、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有している情

報を正確にしていくことは、当然望ましいことだ

ということです。

やはりこれは、この目的達成に必要な範囲内というような言い方じやなくて、本来的にやはり正確性は期するべきであると思うんですが、もう一度お願いします。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、この法規は正に行政機関はこうしなければならないということを規定している法律でございまして、利用目的の達成に必要な観点から正確な個人情報を保有しなければならないということを義務付けているわけでございます。

先生お尋ねのように、もちろん、その状況の変化によつて新たな利用目的が発生すれば、当然それがならないわけであるのは当然でございます。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたしました。今、委員御質問の第六条の安全確保措置でございますが、何といつても行政機関の長は職員に対するもうしつかりとした監督責任を持つていると、こういったことでございまして、この法の運用の信頼性ですか、これは何といっても一人一人の職員にかかると、これはもつともなことでございまして、そのため個人情報の保護に対する職員の意識統一を図ることは大変重要な課題であると認識しております。

今後、この法案の成立と併せて、今まで以上に個人情報保護をテーマといたしましたセミナー又は各省による連絡会議、これを開催しながら、又は関係省からの立案担当職員を派遣するなど、この個人情報の保護に関する職員の意識の高揚に全力で取り組んでまいりたいと考えております。現在のところ、総務省の例えはホームページにこの法案の仕組みを掲載したり、又は法案関係資料に各省庁に電子情報で配布したり、又は分かりますが、いろんな行政機関の長にしても職員にいるところでございますが、委員も御専門家でござりますので、いろいろなアドバイスを期待しているところでございます。

○魚住裕一郎君 この六条でございますが、これは業者、受託を受けた業者、この安全確保措置も含まれるというふうに思つておりますが、以前

に思つてゐるわけですが、国民の側から見て、やっぱり違つた認識というか、レベルの差に応じて取扱いが区々になつてくるということであれば、非常に不安を覚えるわけでございますが、やはり人権というか、それを本当に世界に誇れるような国にしていくためにも、やはり職員の監督といいますか、また職員自体のレベルアップといふことも考えていかきやいけないと思つてゐるわけであります、例えば講習を定期的にやっていくとともに、やはり職員の監督といいますか、また職員自体のレベルアップといふことも考えていかきやいけないと思つてゐるわけであります、例えば講習を定期的にやっていくためにも、やはり職員の監督といいますか、また職員自体のレベルアップといふことも考えていかきやいけないと思つてゐるわけであります、しかし、そのコンピューター室でございますが、しっかりと入る場合にも厳重な注意があったようでございますが、そういつた中で現実にこの仕基データが一遍に出たということがありますが、やはり業者に対する安全確保措置といふことも大事になつて、いくだらうと思ひます。

○副大臣(若松謙維君) お答えいたしました。今、委員御質問の第六条の安全確保措置でございますが、何といつても行政機関の長は職員に対するもうしつかりとした監督責任を持つていると、こういったことでございまして、この法の運用の信頼性ですか、これは何といっても一人一人の職員にかかると、これはもつともなことでございまして、そのため個人情報の保護に対する職員の意識統一を図ることは大変重要な課題であると認識しております。

今後、この法案の成立と併せて、今まで以上に個人情報保護をテーマといたしましたセミナー又は各省による連絡会議、これを開催しながら、又は関係省からの立案担当職員を派遣するなど、この個人情報の保護に関する職員の意識の高揚に全力で取り組んでまいりたいと考えております。現在のところ、総務省の例えはホームページにこの法案の仕組みを掲載したり、又は法案関係資料に各省庁に電子情報で配布したり、又は分かりますが、いろんな行政機関の長にしても職員にいるところでございますが、委員も御専門家でござりますので、いろいろなアドバイスを期待しているところでございます。

○魚住裕一郎君 この六条でございますが、これは業者、受託を受けた業者、この安全確保措置も含まれるというふうに思つておりますが、以前

京都の宇治で二十一万六千何名という数が多くて、ちつとした一年以内のデータというのが出来ました。これは、住民はもとより、在日外国人の方含めた全部が流れただけであります、どうも事業を見てみると、コンピューター業者のアルバイトの人方がM.O.を使って全部コピーしていったといいますか、それを売つたというような案件のようあります。しかし、そのコンピューター室も地下か何かで、ちゃんと入る場合にも厳重な注意があったようでございますが、そういつた中で現実にこの仕基データが一遍に出たということがありますが、やはり業者に対する安全確保措置といふことも大事になつて、いくだらうと思ひます。

○副大臣(若松謙維君) ただいま委員御指摘の宇治市のケースでございますが、これは九九年五月に発生した事例でございますが、いわゆる行政機関から個人情報の取扱いを受けた業者、これに對する取扱いをございますが、この新法におきましては、第六条第二項で正に業者にも安全確保措置を講ずる義務が課されている、こういう法体系になつておりますし、また行政機関の個人情報保護法の五十三条、五十四条、この罰則対象にも委託先の従事者も含めているという意味で幾重にもこの義務が課しているという体制になつております。

現行法におきましても、第五条に基づきまして、委託先において不適切な個人情報の取扱いがなされないように、ガイドラインに必要な事項を定めて各省にお示ししているところであります。具体的には契約書に善良なる管理者の注意義務、又は秘密保持義務、更には安全確保の措置の義務、これを明記して、再委託者に関する事項を覺書等で取り交わすなどの措置について定めているところでございます。

この新しい法案の施行に当たりましても、個人情報取扱業者の委託が更に適切に行われるよう

込みながら、法の適切な運営に万全を期してまいりたいと考えております。

○魚住裕一郎君 午前の質疑で、コンピューターと関連してWANとかいうのが出たわけありますけれども、最新のセキュリティーでしっかりとやっているというお話をございました。

個人情報をしっかりと保護するという観点でお伺いしたいんですが、現在スパイエアとかいうのがあるようでございまして、自分が知らないうちに自分のパソコンに侵入して自分のIDとかパスワードを収集されてしまう、またアドウエアというのがあるようでございまして、今度は個人の識別情報ではなくしてデータを特定のところに持つていかれてしまう。しかも、これらはファイアウォールとかウイルス対応ソフトではなかなか対応できるものではないというふうに言われているわけであります。これは本当に大事な情報を全部コンピューターの中に入れていたらもうみんな持つていかれるみたいな、そんなことになるわけで、やはり自分の知らないうちにどうかされてしまうという。現実にも、ネットバンキング等でパスワード等を持っていかれて現実に被害が出ているようですが、個人情報保護という観点で、こういうソフトについてどのようにお考えになつておられるが、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 魚住議員の御指摘、誠に重要な課題でございまして、こういったセキュリティー、情報に関するセキュリティーの問題は政府として挙げて取り組むべき課題でございます。

ちょうど昨年来、IT戦略の第二弾、我々IT基本戦略2と仮称しておりますが、昨日、夕刻から総理官邸でIT戦略本部を開かれまして、そこには専門調査会、ソニーの出井会長を座長とする四ページにわたる今後の方針を討議いたしたわけでございますが、その中ではつきりと二〇〇五年までに、コンピューターウィルスにしましても、不正アクセス等による被害あるいは今おっしゃ

いましたような具体的な様々なスパイエアその他の含めまして、こういったセキュリティー対策の技術的なガイドラインを策定し、専門的な監査の実施を行うための体制を確立するとか、あるいは、情報セキュリティーを確保し、不正アクセス、違法有害な情報の流通その他不正行為に対処するための対策を推進する、また必要な法制度の検討を行うということが出て、書かれております。

これを実際に具体化するために、もつと飛躍的に、国家、政府としても非常にこのセキュリティーに、国家、政府としても非常にこのセキュリティーに、関係の充実が必要でございますので、施策、体制の拡充を図つてまいりたいと思っております。○魚住裕一郎君 本当にしつかり私どもを取り組んでいきたいと思いますが、やはりこれが犯罪に該当するというふうになるとまた大変な問題になりますが、この点に関して法務当局はどのように検討といいますか、なつてているか、御答弁いただけますか。

○政府参考人(河村博君) 御説明申し上げます。委員御指摘の点につきましては、本年三月二十日、法務大臣におかれまして、法制審議会にハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備について諮問がなされまして、現在、そのための部会において調査検討が行われているわけでございます。が、その中で、私ども事務当局といたしましては、不正指令電磁的記録等の作成などの罪の新設といつたようなことについても提案いたしております。

四日、法務大臣におかれまして、法務審議会にハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備について諮問がなされまして、現在、そのための部会において調査検討が行われているわけでございます。が、その中で、私ども事務当局といたしましては、不正指令電磁的記録等の作成などの罪の新設といつたようなことについても提案いたしております。

○副大臣(若松謙維君) 目的外利用・提供でございますが、これは現行法でも施行状況調査を行つておりますと、電算処理個人情報ファイルについての目的外利用・提供の状況を調査の上、公表しております。新法の施行状況調査も、引き続き電算処理個人情報ファイルの目的外利用・提供の状況につきましては、事後の本人の知る機会、こういうことがあります。それでもいいんではないかと思いますが、いかがですか。

○副大臣(若松謙維君) 目的外利用・提供でございますが、これは現行法でも施行状況調査を行つておりますと、電算処理個人情報ファイルについての目的外利用・提供の状況を調査の上、公表しておりますところでございます。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。目的外の利用・提供につきましては、一つは、もちろん前提として本人の権利利益の侵害にならないことということであるわけでございますが、一つは先ほどお話ししました本人の同意と。それ以外に、相当な理由又は特別な理由ということで、相当な理由の方は、行政機関が法令に基づく所掌事務のために必要な場合で、かつだれもが納得するような、そういう理由があるというようなこと。特別の理由の方は、行政機関以外の例えは公益法人等にして送信する機能を有する不正なプログラムを他人のコンピューターで動作させるようする行為でありますとか、こういった不正なプログラムを作成するといったような行為などを対象とする罰則の整備を含むものでございまして、現在、部会で調査検討が行われておるということでございま

人情報ファイル等につきましても、別途、法第四十七条规定と存じますが、各行政機関は、個人情報がどこにどういふにあるのか、その特定に資する情報提供をするということになっておりまます。また、総務省の方では総合案内所というようなものを作成いたすことにもまた同様でなっておりまして、それらにより本人のチェックがより適切に行われるようになります。

○魚住裕一郎君 万人が納得する理由だつたらだれも文句言わないかもしれませんけれどもね。

それから、第九条に、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求というのが規定されておりますけれども、必要な措置として具体的にどのようなことをお考えになつてあるのか。また、必要な措置が取られないときはどういう対応を考えているのか。また、もし違約した場合、どういうようなペナルティーといいますか、考えられているのか。その辺までまとめて御答弁いただきます。

○副大臣(若松謙維君) まず、必要な措置を具体的にというお尋ねでございますが、行政機関が個人情報を外部に提供する場合に、受領者による提供、目的以外の利用又は漏えい等を防止するためには、この九条行政機関の長が必要があると認めるときは受領者に対し必要な措置を講ずると、こ^{ういう法的になつていて}るわけあります、この行政機関の長が組まれております例えは漏えいの防止のための必要な措置、これにつきましては、安全確保措置の要求、又は臨時の実施調査、そういう形で措置の状況をいろいろ形で確認をする手続が組まれております。そういう中から必要な措置というのをしっかりと確保していきたいと考えております。

仮に受領者が要求された措置を遵守しなかつた場合、その場合にはその後の提供を停止したり、又は提供した保有個人情報の返還を求めたり、このような形で対応を考えてしまいたいと思つております。

○政府参考人(松田隆利君) 未成年者本人の利益と反する場合ということでよろしくございましょうか。

法定代理人が開示請求する場合におきまして、第十四条の第一号にござりますように、開示請求者は本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、例えば先ほど病院のケースの難病の情報みたいなお話をちょっと申し上げましたが、そういうものの開示を法定代理人がしてきました場合に、当該情報は不開示情報に該当しますし、不開示とすることがあるかと存じます。

○魚住裕一郎君 そして、開示請求というのは原則開示というふうに理解していいんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) お答え申し上げます。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたように、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、実施の際には徴収をしないということにいたしております。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

実施手数料と、開示実施ということで、かなり膨大な行政文書の開示請求もございますのでそういう二段階の手数料になつておりますが、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の場合は、保

有個人情報、一人当たりの情報量ということになりますので、情報公開法の場のように大量のものにはならないだろうという想定で開示請求手数料で足りるのではないかと考えているわけございます。

○魚住裕一郎君 基本法の方に戻るわけでござりますが、先ほど、電気通信事業の分野における個

別法の話が総務大臣の方のお話から出られま

た。これ、もう是非、今後の社会を考えると本當

に必要な分野だなというふうに私も懸念をしてい

ます。

○魚住裕一郎君 保有情報の返還といったつて、

情報返還というのは難しいよね。頭の中から消

しそれという話なんで、難しいかもしませんが、

更に一緒に考えたいと思います。

○政府参考人(松田隆利君) 開示請求権が十二条に規定されていますが、未成年者の法定代理人で請求できるとあります

が、未成年者が法定代理人にも知られたくないような場合、これにはどういうふうな対応を

お考えなんでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) 未成年者本人の利益と反する場合ということでよろしくございましょうか。

法定代理人が開示請求する場合におきまして、

第十四条の第一号にござりますように、開示請求

者は本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそ

れがある情報、例えば先ほど病院のケースの難病

の情報みたいなお話をちょっと申し上げました

が、そういうものの開示を法定代理人がしてき

た場合に、当該情報は不開示情報に該当しますし、

不開示とするということがあらうかと存じます。

○魚住裕一郎君 そして、開示請求というのは原

則開示というふうに理解していいんでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) お答え申し上げます。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないということにいたして

おります。

○政府参考人(松田隆利君) 情報公開法では、開示請求手数料とそれから開

示実施手数料と、開示実施ということで、かなり

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

ただいま副大臣からも御答申申し上げましたよ

うに、開示の請求の段階のみ徴収をいたしまして、

実施の際には徴収をしないといつことにいたして

おります。

○副大臣(若松謙維君) この法律によります開示

請求に係る保有個人情報、これは一定の不開示情

報に該当しない限り、原則開示を行政機関の長に

任せは行政機関にあるといふうに判断してよろし

いですね。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。我が国の中においても、これは通産の外郭団体なんでしょうか、電子商取引実証推進協議会というのがあります。その電子商取引における個人情報保護に関する調査研究報告書、

法定代理人が開示請求する場合におきまして、第十四条の第一号にござりますように、開示請求は未成年者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、例えば先ほど病院のケースの難病の情報みたいなお話をちょっと申し上げました

が、未成年者が法定代理人にも知られたくないこととしておりません。

○副大臣(若松謙維君) その情報が未成年者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、例えば先ほど病院のケースの難病の情報みたいなお話をちょっと申し上げました

が、未成年者が法定代理人にも知られたくないこととしておりません。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

法定代理人が開示請求する場合におきまして、第十四条の第一号にござりますように、開示請求は未成年者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、例えば先ほど病院のケースの難病の情報みたいなお話をちょっと申し上げました

が、未成年者が法定代理人にも知られたくないこととしておりません。

ます。

次に、警察と個人情報保護法との問題であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、現行の行政機関の保有する

電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の後継法と言えるものであります。警察庁は現行法の対象機関となつておるんでしょうが、また、新しい法案では対象となる行政機関の範囲に入るのかどうかお示しください。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

現行法の対象の行政機関でもござりますし、新しい行政機関法の対象機関にもなるわけでござります。

○八田ひろ子君 警察庁というのは府なので政令だということで、特別に政令に指定されているわけなんですねけれども、今後も指定するというふうにおっしゃるんだと思いますけれども、その理由についてお示しください。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

正に行政機関でござりますので、その一部でござりますので、対象になることではございます。

○八田ひろ子君 警察も当然入ることです
ね。
元々七、八年前、「丁文幾」と「西ノ瀬」の間で、

現行法第六条で、行政機関が個人情報を保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次の各号に掲

「個人情報の取扱いに関する規定」に「個人情報を収集する場合は、その事由、収集する個人情報の種類、利用目的、個人情報を第三者へ提供する場合の相手先等をあらかじめ通知しなければならない。」と規定して、第八条で「個人情報ファイルの公示」が定められています。

警察庁ではどんな個人情報ファイルが保有されているのか、明らかに、公示の分で結構ですけれ

○政府参考人(安藤隆春君) 警察庁におきまして
は、別にござる事項及び二回の行易三の管理法、ノ
ども、お示しください。

は、例えば古物商及び古物市場の管理ファイルとか家出人ファイル、あるいは運転者管理ファイルなどを保有いたしまして、行政機関の保有する

電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の第六条一項に基づきまして総務大臣に通知しているところであります。

○八田ひろ子君 警察庁も行政ですので当然この法律に掛かり、この官報によりますと十件の個人情報ファイルを保有しているというふうに公示されているということであります。

そこで伺いたいんですけれども、この警察庁と同じ警察法で規定をされております組織に都道府県警があります。警察庁は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の適用を受けることが明確になっていますが、都道府県警の場合は個人情報保護のためにどんな法的規制を受けているのか、お示しください。

○政府参考人(大野慎一君) 都道府県の場合に、都道府県の警察を律するということになりますと、各県の個人情報保護条例で対応するということになるわけでござります。しかしながら、現在、私どもが調べてみますと、都道府県警察を対象としている個人情報保護条例というものを制定している都道府県はございません。

○八田ひろ子君 それはどういう理由でしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) これは、私どもつまびらかにするところではないわけございまして、各県がそれぞれ条例を作ります場合に、議会との話合いの中で条例を出して議会の議決を受けるわけでございまして、それぞれの自治体のお考えだらうというふうに思います。

○八田ひろ子君 四十七都道府県のうち個人情報保護条例を制定しておりますのは四十都道府県と申します。愛知県では、条例制定の際、いうことだそうであります。私、調べましたら、おっしゃるようにこの四十の都道府県の条例の中には警察は入っておりません。

どうしてなのかなと思いまして、幾つかの府県に聞いてみました。愛知県では、条例制定の際、県警に声を掛けましたが、時期尚早ということで対象に入らなかつた。東京都では、全国的な流れがあり、将来的検討課題としたと。宮城県では、

条例制定の際、入れるかどうか議論になつたと。しかし、警察は非開示情報が多いとの理由で条例に入らなかつたと。先ほど警察庁に聞きましたら、ファイルがあつて、それは個人情報保護法には入るということなんすけれども、宮城の場合はちょっと勘違いされているのかなと思うんです。が。また、ほかの都道府県は、警察業務というのは国の警察庁の管理の下にあつたり、他県との共同があるので、自分のところだけ入れることはできぬ。自分のところ、先ほどはいろいろそれで判断するというふうにお答えいたしましたけれども、一つの自治体だけでは入れられないんだと。

確かに、警察の場合は、犯罪捜査にかかる個人情報が多いということは先日来容易に想像できることですが、それ以外の個人情報もあります。

ますし、さつきの警察庁の十件の個人情報ファイルが登録、これ、捜査と関係ないのでですね、官報

に示してあるのですから。情報公開条例の場合は、以前は公安委員会及び警察本部は対象から除かれ

ていました。しかし、国が情報公開法を制定をした後は、条例改正ですべて対象ということもお聞きしてあります。

で、片山大臣に伺いたいんですけれども、都道府県警察も条例の適用がされるべき中身ではない

かと私は思うんですけども、大臣はどうお考えでしようか。

○國務大臣（片山虎之助君） 地方自治ですから、それぞれが十分、関係者相談して議会の議決を経

て決めるんですから、よく相談をしてもらいたいと思いますし、私どもの方の行政機関の中に入つていろいろですかう、そういう二二の一つの参考

なるかもしれません、各府県の状況に応じてよく相談してもらえばいいと思つております。

○八田ひろ子君 そういうお答えはおかしいんじやないです。今、私が申しましたように、一

この表をいたるところが現実に地方から上がってきているんですよ。

卷之三

だきまして、今度の個人情報保護法がどういうふうに掛かるのか。民間に掛かり、行政があり、その中に地方自治体があつて、それぞれがやりますよという。民間、警察は民間じゃないですから掛かりませんよね。国家って、警察庁までは掛かりますよ。だけれども、国家機関でもないですから都道府県警と。それで、地方かと思うと、その方は警察だけ、警察だけないんですよ。

笑い事じやございません。だって、警察というのは住民と関係ないんですか。何でこうなのかなと、いうのをあなたお考えになつたことないんですね。

○國務大臣(片山虎之助君) いや、それはそれぞれの府県がいろんな理由を考え入れないんですね。それはそのそれぞれの府県の意思ですから、議会が関与しているんですから。それは皆さんのこところの議員さんもおるでしよう。そういう議員さんを含めて議論をして、最終的には議会が決めるんですから、それぞれ理由があるんですよ。

警察は国の行政じやありませんよ。国の行政である部分もあるし、都道府県の行政である部分もあるんで、だから都道府県警察なんですよ。だから、それぞれの都道府県が十分に議論して、皆さん方の方の関係の方も含めて議論して結論を出しているんですから、それはいいとか悪いとか言えませんよ、それが地方自治じやないですか。

○八田ひろ子君 地方自治と言えばすべて解決するかと思うと、そういうわけではありませんでしょう。

先ほどもありましたけれども、この都道府県警察というのは、ちゃんと法律によつて定められてるんですよ。警察庁と並びであるんですよ。だから、さつき私がなぜ警察庁はこの法律の中の対象ですかと言つたら、当然だからだということをおっしゃつたわけでしよう。どうして警察だけは、地方の警察だけは、この中央の警察庁とも一緒に仕事をしているのに抜けるのか。一つの自治体だけでは入れられないというふうに地方自治体が言つているのに地方自治体で考えなさいというの

常通報ボタンを押すとそのコンビニエンスストアに設置してある防犯カメラが作動して当該警察署にその店内の画像が送信される、こういうシステムを設置されたものというふうに承知をしております。

○八田ひろ子君 こういうのが愛知県以外の都道府県でも、警察と直結した監視カメラというのは全国でどれぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(瀬川勝久君) コンビニエンスストアの防犯カメラの映像が警察署に送信される、こういうシステムはほかの都道府県につきましては承知しております。

○八田ひろ子君 これは、今この土古支店が常に問題になつてるのは、犯罪にかかわらないのに不特定多数の人を犯罪扱いにして、今、非常ベルを押したらというふうにおっしゃいましたが、本当にそうなつてあるかどうかというのは、実際にはこの法律の網にも掛からない地方の警察がなさつてることですので、大変心配なわけなんですね。

ですから、私はこういうことは、実験的な問題です。

でも、人の人権にかかわりますので、やめさせるべきだというふうに思つてます。

私がなぜこれを問題にするのかといいますと、この愛知県警の問題でまだほかにもあるんです。

指紋や顔かたちなど生体情報で人体を特定する技術というのが今、バイオメトリックス技術といふんですか、こういうのが既に成田と関空では二〇〇二年から実用化されております。これは希望者だけということのようですが、ここで問題にしますのはこういう問題ではなくて、各都道府県警と直結した監視カメラとこのバイオメトリックス技術との結合という、こういう問題であります。

既にアメリカではフロリダ州で、スポーツ観戦の観客十万人の顔を本人には全然知られずに撮つて、それをスキヤンして警察が利用していたところ、こういうことが発覚をして大変大きな問題になつています。これは去年の十月の中央公論といります。

う雑誌にも載つておりますが、事件そのものはアメリカの報道であります。こうなつた強本で実験であろうとどういう名目であろうと行わら重大な人権侵害だと私は思います。

ところが、今年、二〇〇三年一月八日付けの新聞ですね、ここで実は、県警の担当者がジャーナリストの斎藤貴男さんという方のインタビューに對して、顔認識技術、これ、バイオメトリックス技術ですね、これと今のサークルKとのあれでねこの連動も検討中だと、こうなつたことを答えている。これがその新聞記事でありますけれども、こうなつたことを報道しているんですね。警察庁としては、警察に直結した監視カメラと顔認証技術との連動について警察庁として検討されているんでしようか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 御指摘のそのコンビニのカメラでございますが、顔の認証技術につきまして愛知県警でも今検討しておりますが、これは先ほどモデル事業ということで申し上げました

が、このモデル事業として顔の認証の仕組みを使

か、をいたしました。

ただ、これは一般の方を相手にしたものではな

くて県警の職員を言わば被疑者役として写真を撮らせまして、それで顔認証技術の応用ができる

かどうかということを実験といいます

か、をいたしました。

ただ、これは一般的な方を相手にしたものではな

くて、私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つてい

ります。私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つてい

ります。私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つてい

ります。私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つてい

ります。私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つてい

これは一月八日の新聞なんですけれども、警察庁としてはいいと思ってるんですか、そんなことが。からその犯人を特定していくとなるべくが当然これは犯罪捜査のために必要になるわけでありまして、そういう観点から、その顔の画像の識別ということにつきまして、これは、犯罪捜査上も必要なものとしてこれは私どもとして研究を進めていかなければいけないものというふうに考えております。

○八田ひろ子君 私、とんでもないお答えだと思いますよ。私はさつきから質問しています。ここはサークルKに、要するにコンビニにこのドーム型の監視カメラを付けている。それが直結しているのが愛知県警なんですよ。その愛知県警の担当者がこの斎藤さんに答えて言うのは、先ほどモデル事業といふことで申し上げましたドーム型ですからね、ATMを不正に引き出したりとかそういうのとは違うんですね。買いたい物に来る人ですよ、コンビニというのは。それ、その画像と顔認証技術との連動も検討中だということは、私はこれは踏み越えてはならないところの部

分を踏み越えるんだということを公然と言つていいことで、こんなのは絶対に許せないというふうに私は思うんですけども、どうしてそういうふうに自然と犯罪捜査のために必要なことだというふうにおっしゃるんですか。犯罪捜査のためだからすべての国民、このアメリカで問題になつたような十万人のをスキヤンしたりとか、そんなことを警察は許されるんですか。

○八田ひろ子君 そういうのを警察庁としては是とされるんですか。私は、絶対許せない実験。実験だとしても、それは私さつき順々に聞いているのは、愛知県警直結の超高性能監視カメラ店の店舗に設置されている、これの担当者の話と二のモデル事業でございますが、最初にお答えいたしましたように、強盗事件等が具体的に発生した際に警察に、非常通報ボタンを押していただくということによってその画像が警察に届くと、こ

うなものであります。そういう場合に犯人である者の顔写真等がうまくそのカメラに写つて、今実験をやめられたと言いますけれども、

いれば、それを顔の認証技術等を応用してその犯人の特定をしていくということは、こういった強盗事件を解決するために大変有効な方法ではないかというふうに考えているものであります。

【理事若林正俊君退席、委員長着席】

○八田ひろ子君 警察庁はかねてコンビニを第二の交番とするんだと、こうなつておっしゃつて位置付けられて、一昨年は専門誌にその旨の論文が載ったことは御承知のとおりだと思います。現実にこういう具体的例を挙げて私が質問しているのは、大変危険な問題を平気で踏み越えていくのが警察だというふうに思われるからなんですか。

○八田ひろ子君 警察、今日は警察の方はそうおっしゃいませんけれども、何か言うと、昨日のNシステムでもそうすれば、あれば都道府県警がおやりになつていることでございましてと。さつきの片山大臣も、言葉は違いますが、都道府県でお考えになることだと。ですから、実際には法的にはつながつてゐることでございましてと。さつきの片山大臣も、個人情報を、人の顔であろうと何であろうとコ

ンビニでスキヤンする、保有できる、データマッチングもできる、監視カメラやバイオメトリックス技術がそうで、Nシステムも、もしこれを全部連動しますと、県警などを隠れみに国家組織そのものが個人を管理できることになるという、こういう心配はそのまま絵にかいたようになつてゐるんじゃないでしょうか。

私は監視カメラとバイオメトリックス技術で、この監視カメラの地点、何時何分に通つたというNシステムとドッキングさせるなんという、こうなつたように、非常に順々に聞いております。私は監視カメラとバイオメトリックス技術で、この問題、この都道府県警察は条例にも入らないし、今回の法律そのものの枠の中にも一つも現実に入つていません。やつて、今実験をやめられたと言いますけれども、

ことですので、これはこの問題だけで集中審議していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員長(尾辻秀久君) 理事会で協議をいたしました。

○八田ひろ子君 じゃ、警察問題の集中審議は是非やつていただきたいことで、次の問題に移ります。

総合行政ネットワーク、朝の質問でもLGWANの問題が出まして、この総合行政ネットワークはどういうものか、国民にどうかかわりがあるのか、簡単に御説明ください。

○政府参考人(大野慎一君) 一言で申し上げますと、地方公共団体の電子的な文書の交換でありますとかあるいは電子メール、電子的な情報をやり取りをする行政専用のですね、行政専用のネットワークというふうに御理解をいただければと思います。

○八田ひろ子君 今、ITというふうに言われますが、住基ネットの利用拡大などの問題があつて、個人情報保護、住基ネットもそうですけれども、このLGWANについても本当に保護が図られるかということで私どもは反対しましたが、昨年、このオンライン三法が成立をして、申請や届出等の行政手続のほとんどがインターネットを通じたオンライン上でできるようになつたということです。今御説明のように、国と地方の情報のやり取りがオンライン上でできる、LGWANと霞が関LANがリンクするということですね。

これは、国、地方を合わせて行政手続は五万一千を超えると言われていますけれども、国は今年、二〇〇三年度末に行政手続の九八%、地方の行政手続の九五%をオンライン化したいと計画されていますけれども、住基ネットとともに電子政府、電子自治体の基盤になるネットワークなんですが、どういう個人情報が流れ、保存管理をされているのか、これも分かりやすい例を挙げてください。

○政府参考人(大野慎一君) このいわゆる総合行政ネットワーク、LGWANでございますが、こ

こにどういう情報を流すかということにつきましては、この運営を行ないますのは、地方公共団体の代表者から成る協議会がございまして、この協議会の方と、例えば国の場合は、各省庁が御相談いただいて、セキュリティーレベルを合わせることもありますので、個々具体的に相談をして決めていくとなるわけであります。

今想定されるものは、地方団体と国との間で電子情報のやり取りが必要になるような情報システムというふうになるわけでございまして、これは相当いろんなものが想定されるわけでございまして、私どもは、このe-Japanの重点計画

Nを連動させることによって情報の処理、やり取りを図つていただきたいと、このようにお願いを

○八田ひろ子君 大変なことだなどと思うんです。

「日経コンピュータ」の今年の三月の記事ですと、国の行政機関が保有する個人情報の一千万六十一種、東京都でいいますと約二千三百種、種類ですね、個数じやなく、足立区でいうと五百八十種ということで、大変、何ですか、このLGWANというののはどのような法律に基づいて構築されているんでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 先ほど来申し上げておりますように、自治体の行政専用の共同のネットワークということではあります、一定のセキュリティーレベルをきちんと担保するということが必要でありますので、情報のやり取りにつきましては、暗号化処理をするとか、あるいは侵入検知装置を付けるとか、それから操作者につきましては住基ネットとは全く違うものでございまして、言わば行政情報のやり取りをする電線を地方団体が共同で活用するものだというふうに申し上げた上で、その上で、その情報のやり取りを、何をさせるかということにつきましては個別

する仕組みでございます。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げま

す。

今、政策統括官の方から御説明申し上げましたのは一般の情報のLGWANあるいは霞が関WA

Nによるやり取りの問題でございまして、個人情報につきましては、正に電算機個人情報保護法が現行法において適用されるわけでございまして、目的外利用は原則禁止ということになつていて、個人情報につきましては、原則禁止といふことになつていてございまして、目的外で利用・提供する場合は、総務大臣が施行状況調査で明らかにしておりますようになります。

そういうことで、どこにでも個人情報が流れている仕組みになつているわけではございません。

○八田ひろ子君 朝の議論でもあつたんですけども、住基ネットは法律を作つて、そして再三大臣も、私たちには不十分だと思うんですけれども、いろいろな条例だといろんなものをつくりながらチエックをしてやるんだというふうにおつしやつてているわけなんですね。不十分だけれども、一応住基台帳はそういう保護策をやりましょ

うと。全国的にも実際には希望者だけを第三者機関でというので、本当に不十分だなど私たちは心配しているんですけどもね、あの住基ネットの場合は。

○八田ひろ子君 ところが、こちらのLGWANの方は、そういうのはどうなつてているのかということを聞いているんですねけれども。

○政府参考人(大野慎一君) LGWANといいま

すのは住基ネットとは全く違うものでございまして、言わば行政情報のやり取りをする電線を地方

守るということは、住基ネットに劣らず私は大きな問題、きちんとやつていかないといけない。だから、そういう総合行政ネットワークの個人情報を

守るということは、住基ネットに劣らず私は大きな問題、きちんとやつていかないといけない。これ

は、暗号化処理をするとか、あるいは侵入検知装置を付けるとか、それから操作者につきましては個別

具体的に、運営主体であります都道府県の代表者から成る協議会と、例えば国の機関であれば國の機関がよく相談をすると、こういう仕組みになつてゐるわけでございます。

○八田ひろ子君 実際に、住基ネットとシステムは違いますよ。住基ネットは閉じていますでしょ

う、LGWANというのは開いていますでしょ

う、インターネットからも入れるようにしなくちゃいけないですからね、電子認証なんかのときには。

だから、そういうシステムは違つとうふうに思

うんですけれども。

朝の議論の中にもあつたのですが、実際には、住基でいうと岩代町の全町民の住基データを含む

個人情報が流出をしたと。私たちは、住基ネットの場合は住基コードが非常に問題だとうふうに思つていてるんですけども、金融庁が銀行窓口の本音で確認に住基コードの番号を、通知票を使ってもいいと通知を出して、私が質問したときはまだ実際に使われた報告はないって大臣は言われて、その後は調査されて金融機関の四割が使つてた

と、その番号の付いたのを。そういうミステークというのは現実にあるわけです。流れちゃう前に思つていてるんですけども、金融庁が銀行窓口の本音で確認に住基コードの番号を、通知票を使ってもいいと通知を出して、私が質問したときはまだ実際に使われた報告はないって大臣は言われて、その後は調査されて金融機関の四割が使つてた

と、その番号の付いたのを。そういうミステークも、その番号の付いたのを。そういうミステークも、一応住基台帳はそういう保護策をやりましょ

うと。全国的にも実際には希望者だけを第三機関でというので、本当に不十分だなど私たちは心配しているんですけどもね、あの住基ネットの場合は。

○八田ひろ子君 ところが、こちらのLGWANの方は、そういうのはどうなつているのかということを聞いているんですねけれども。

○政府参考人(大野慎一君) LGWANといいま

すのは住基ネットとは全く違うものでございまして、言わば行政情報のやり取りをする電線を地方

守るということは、住基ネットに劣らず私は大きな問題、きちんとやつていかないといけない。だから、そういう総合行政ネットワークの個人情報を

守るということは、住基ネットに劣らず私は大きな問題、きちんとやつていかないといけない。これ

は、暗号化処理をするとか、あるいは侵入検知装置を付けるとか、それから操作者につきましては個別

具体的に、運営主体であります都道府県の代表者から成る協議会と、例えば国の機関であれば國の機関がよく相談をすると、こういう仕組みになつてゐるわけでございます。

○八田ひろ子君 実際に、住基ネットとシステムは違いますよ。住基ネットは閉じていますでしょ

これから体制を整えて二年後から施行するんです。だから、それにも十分対応してもらいたいと。そういう意味ではこの五法が通るということは大きな意味があるんです。よくその辺は御理解を賜りたいと思います。

森山こう君 ということは、この法案が成立した場合には、まだ個人情報保護条例が未整備の状況も条例の整備に向かうと、そしてその内容について

いともこの五法案の規定に基いて行われると
そのように考えてよろしいですか。

かありますからそこはやめておこうと思つておりますが、最終的に条例という的是市町村や都道府県の議会が決めるんですよ、御承知の

ように。だから、それは我々としてはこうやってほしい、いろんな情報提供もします、求められれば指導もします、技術的な助言もします。しかし、

最終的にやるかやらないか、そこが地方自治なんですよ。そういうようなのを都道府県や市町村が決めるんですけども、まあ私は全部やるだろうと、こういうふうに思つております。

森ゆうこ君 全部やるだらうという 何となく頼りないあれなんですけれども。

も、「区域の特性」というところがありますが、区域の特性というのはどのようなことでしょうか、確認しておきたいと思います。

○政府参考人(藤井昭夫君) ちょっと改めて御説明させていただきたいんですが、基本法制は全体

としてやっぱり公的部門、民間部門、結婚して個人情報の保護が図られるようになると、全体のレベルアップをするというような考え方方に立つております。

ただ、国の行政機関については、やはり国の行政機関にふさわしいもつと厳格なものを作るといふことで、法案の第二条で除外しております。除外した上で別途厳しい法律を作るべきということ、例えば国に対しては、第六条なんかに書いて

ござりますように、はつきりと法制上の措置を義務付けていけるわけです。同様に、地方公共団体の保有する個人情報につきましてもきちっとした制度を作つていただきたいというのがやっぱりこの法律の趣旨でございます。ただし、そこは両大臣からおられる御説明しておられますように、あくまでこれは地方の事務としてやつていただくということになると。

んでほしいという趣旨を考えてこういう規定の仕方になっているということをございます。

○森ゆう二君　ありがとうございました。

それでは、この法案の、法律の趣旨にのつとり、全国津々浦々で個人情報保護のための様々な施策が展開されるということを確認させていただいた

○森ゆうこ君 次から次へと、このような例はどうなんですかとか、この場合はどうなんですかという質問が毎日のように出てくるわけですね。なぜだとお思いですか。

英会話学校はどうするんだ
英会話
スクールはどうする、塾はどうするという話がありました。私、この委員会でそういう具体的な例を出していただくのは今回初めてだと思います。
さ、さつまこにへきくわくへじく、

かさつきとはどんと同じなんですねとも例えれば受験予備校というのはいわゆる業界を規制する業法というものはないわけですよね。受験予備

校が専修学校 各種学校になつていれば都道府県
知事の所管、言わば文部科学省の所管になるわけ
で、しかし株式会社が受験予備校を設立している

場合がありますから、午前中も同じような話をされました、サービス産業ということで、その場合は所管省庁は経済産業省ということになると。受験予備校なんというのは本当に学生の氏名、住所、

年齢、家族構成等の様々な個人情報を取り扱っておりまして、個人情報の収集、利用目的などに関する主務大臣を指定しなければならないという

ことがあると考えられます。
そこで、具体的にこれは一つ聞かせていただきたいんですが、内閣総理大臣が業法の中に含まれま

でないところについては交通整理をするというふうに大臣は午前中お答えになつたわけですが、

○國務大臣(細田博之君) 事案が発生するたびに迅速に対応しなければならないと思います。それ例えば受験予備校はそれを主務大臣に指定することになるのでしょうか。

は、関係各省会議も開きましてこれについて決定をしていくことになりますが、文部科学省の所管しております専修学校、各種学校に該当する場合は文部科学大臣が主管と、主務大臣となることは何ら差し支えないと思ひますし、そのよう

な対象にならない場合においては、御指摘のよう
に、サービス産業に該当するという認定があれば
経済産業大臣が主務大臣になるよういたしたい
と思います。

○森ゆうこ君 次から次へと、このような例はどう
うなんですかとか、この場合はどうなんですかと
いう質問が毎日のようになってくるわけですね。な
ぜだとお思いですか。

主務大臣に非常に大きな力点を置いての御質問が多く、いために、残念ながらそういうた議論に余りにも集中しているわけですが、あくまでも、そういう悪質な事案については直ちに相互に連絡を取りながら、直ちに主務大臣を決め、またあるいは二つの大臣が関与するとしても、実際の対策に入るところ、こういうことでございます。

○森ゆうこ君　主務大臣制に対する説解に基づいて、私たちが何か意地悪で質問しているように何に何か聞こえるんですけれども、そうじゃないんですね。〔分かってるじゃない」と呼ぶ者あり〕違いますよ。この法案は主務大臣の裁量の余地が拡大しないでござる。されば、この理由は、

大されているんですね。それは、その理由は私でも初日に申し上げたと思いますが、基本原則が削除されたからなんです。大臣もきっとそうお思いになつてゐると思うんですよ。

それで、主務大臣の裁量の余地が広くなつたようには危惧しております。その基本原則の代わりに設けられた「基本理念」が、「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と、こう規定されているだけなんですね。

このことが次の質問に移りたいんですねけれども、決して消費者のためにはプラスばかりではないと私は思うんです。なぜかと申しますと、行政はこれまで産業界に対して、国民に対する、国民の立場に立った権限行使をしてきたとは限らないからです。この法案が仮に成立しますと、主務大臣の裁量の余地が広くなる、そしてこのことによって個人情報を自分の財産としか考えていない産業界の方がより保護されるのではないか、このような危惧を持つわけですが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(細田博之君) この法律は、あくまでも私人から自らの個人情報を侵されたということを要求し、もしもそれが不可能な場合には裁判所に問題を提起していくだけ法律である、まさに

う申して間違ひのない法律なのでござります。

立法的に許せない、それは、何か個人情報取扱事

とになつておりますて、その基本方針の中で全体として政府がどういうことについてそれぞれどういう役割分担をして推進していくかということにならうかと思います。

います。附帯決議に三年ということが付けられております。附帯決議になんて言わないで、この際法案の中に適宜見直すと、情報技術の進化に伴つて適宜見直していくということを明記してはいかがでしょうか。

やへり各省庁がその所管する業界について業界の方々と相談しながら統一的なガイドラインを策定することを相談するとか、あるいはもちろん業界団体自体が自主的にやられてもいいわけでございますが、そういうむしろ試みを政府がソフトな形で支援するとか、あと別途、認定保護団体といふのはこれは苦情処理で中心に整備することになつてゐるんですが、この認定保護団体においても、言わば参加企業に対しても統一的な処理についての方針みたいなものを定めて普及するというようなことを考えておりまして、そういうようなもろもろの施策を総合的に講じて、御指摘のようになります。この点二点伺つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(細田博之君) 私ども、確かに基本原則を削除いたしたわけでござりますけれども、これは、かといって、第四章の義務規定はしつかりと書き込んでおりますので、別に主務大臣の裁量の余地が広がつたとか、そういうことでもございませんし、また、この規定は非常に一般的な規定期等をしっかりと書き込んだものでありますので、まずこの基本形は変わらないと思つております

な趣旨が具体化されるようには努力していかなければいけないと、いうふうに考えておるところでござります。

方に立たなければならぬと思つてゐるんです。いろいろレベルの差は出てくると思ひます。もちろん最低限の必要な確保すべき政府としてのレベルというものはあると思うんですねけれども、でも切りがないと思います、幾らやつても。そういう意味で、懇切丁寧に、もちろんできる範囲でやられるとは思ひますけれども、この世界、片山総務大臣のお言葉をかりれば秒進分歩、やつと覚えました、でござりますので、自己責任を基本とする、そのためにはやはり基本原則を一般法にきちんとうたうという必要があると考へます。この点についてどうかということ。

最後にもう一つ、個人情報保護という初めての取組、そして試み、そして重要な法案であるということについて私も十分承知しております。ＩＴ技術の進化を踏まえて適宜見直す必要があると思

います。附帯決議に三年ということが付けられております。附帯決議になんて言わないで、この際法案の中に適宜見直すと、情報技術の進化に伴つて適宜見直していくなどということを明記してはいかがでしょうか。

この点、二点伺つて、私の質問を終わります。

○國務大臣細田博之君 私ども、確かに基本原則を削除いたしたわけでござりますけれども、これは、かといって、第四章の義務規定はしつかりと書き込んでおりますので、別に主務大臣の裁量の余地が広がつたとか、そういうことでもございませんし、また、この規定は非常に一般的な規定を盛り込んでおりまして、個人の情報の取扱いによつて個人の権利が侵害されたと思われる類型等をしっかりと書き込んだものでありますので、まずこの基本形は変わらないと思つております。

ただ、思いも掛けないような技術進歩があり得るわけですし、むしろ個人を言わば司法によつて救済するのみではとても足りないような事案が多発するというようなケースが今後発生するかどうかといふことは見守る必要があると思います。

むしろ、各関係法といいましても、むしろ関係業界ですね、医療にしても、あるいは電気通信にしましても、その他金融等にしましても、この法律といふのは実際上非常に効果があると認識していただいております。それは、内部規律をきちっと対応できるようにするための法整備でございまして、まだ、民間企業からいいますと、すべて、もちろん病院等も含むわけですが、社会における信用問題になつておるわけでございますが既にそれぞれの業界から外になつて取引を開きはじめるわけでござります。

ただ、過去に流したり、既にどこかに存在しております非常に問題の情報については、また個別の業界対策の法律を作つたらそれで対応ができるかといえばそうではなくて、一般個人情報処理事業者が既にそれぞれの業界から外になつて取引を開きはじめるわけでござります。

始してしまって、こういう問題がござりますので、それにはどう対応するかというのはまた基本原則に依りかねないんですね。この法律によつてもつと厳しくやるべきだし、むしろ主務大臣が責任を持つて、連携を取りながら、しっかりとどう対応するかという議論に立ち戻っていく可能性があると思いますが、いずれにしても、これはやはり法案を二年以上遅れてしまいましたけれども、我々の基本的な原則、趣旨がそのようなことでござりますので、一日も早く体制を整備していくたいと思つております。

つまり、条文上、適用除外では、放送機関、新聞社がそもそも除外になっていますから、人名録を作ろうが作るまいが新聞社の事業になるのではないか。

だつたら、なぜ書かないのか。今日の答弁でも、それは量的な問題だけにしかすぎないじやないですか。新聞社もたくさん様々な人名録を出しています。量的な差であれば、条文とすれば書くべきですよ。

出版社社であつたつて、報道を業としておられる部分、それについてはその限りにおいて報道機関だという、これははるる何度も御説明申し上げておるところでござります。

したがいまして、出版社でも、例えは報道雑誌、報道が含まれているような週刊誌、こういったもの出版されておられる場合は、これは報道機関なしがござります。それが報道専門の誰かを見定

始してしまって、こういう問題がござりますので、それにはどう対応するかというのはまた基本原則にござります。この法律によつてもつと戻りかねないんですね。この法律によつてもつと厳しくやるべきだし、むしろ主務大臣が責任を持つて、連携を取りながら、しっかりとどう対応するかという議論に立ち戻つていく可能性があると思いますが、いずれにしても、これはやはり法案を「一年以上遅れてしまいましたけれども、我々の基本的な原則、趣旨がそのようなことでござりますので、一日も早く体制を整備していくたいと思つております。

○国務大臣(細田博之君) 報道機関の報道に用いる目的では全くないことがはつきりしておるという出版物について、しかも個人情報そのもの販売しているものについては一般原則が適用されるわけでございます。

それは出版においても同じでございまして、だ新聞社や雑誌社等が出るような雑誌とか新聞

出版社であつたって、報道を業としておられる部分、それについてはその限りにおいて報道機関だという、これはある何度も御説明申し上げておるところでございます。

除外事由、民間の方の情報の五十条の適用除外の報道などについて質問をしてきました。出版社がなぜ除外されていないかという質問に対し、

人名録を出している出版社があるということでした。しかし、新聞社、多くの新聞社も人名録を出しておられます。新聞社と出版社でいずれも人名録を出しているのですから、新聞社を除外するというのであれば出版社も除外すべきではないですか。

○國務大臣(細田博之君) 御指摘、事実でござります。

それは我が地元の大変な、六千百名入っている

なんだそうでございますが、地元の新聞社が「島根県人名鑑」というのをもう出して……

○福島瑞穂君 短くて結構です。

○国務大臣(細田博之君) はい。ということです。

ざいます。

ただ、この事業 자체は、中身を見ますと、全く報道と関係なく、もう最初から最後まで人名録でござりますので、この事業は本来の報道の事業から離れて、これはこの会社が出版業をしたと、値段も高いわけで、まあ調べてませんが。そういうふうに、やはり出版であるというふうに認識しておりますので、よろしくお願いします。

つまり、条文上、適用除外では、放送機関、新聞社がそもそも除外になっていますから、人名録を作ろうが作るまいが新聞社の事業になるのではありませんですか。

○國務大臣(細田博之君) 報道機関の報道に用する目的ではなくないことがはつきりしておるこういう出版物について、しかも個人情報そのものを販売しているものについては一般原則が適用されるわけでございます。

それは出版においても同じでございまして、たゞ新聞社や雑誌社等が出すような雑誌とか新聞その他のニュースレターとか、そういうものはもうごく一部でも報道の部分があればすべてこれは報道あるいは著述等とみなすわけでございます。

○福島瑞穂君 納得がいきませんし、矛盾しています。

新聞社も出版社もいすれも人名録という形での出版を行うことがある。これは報道の目的に照らさないからこの法律が言う除外には当たらないというのに今、答えでした。だとしたら、出版と新聞社は同じじゃないですか。でも、この五十条の適用除外は、新聞社は除外になっているけれども出版社は除外になつていいない。では、ここに、放送機関、新聞社、通信社、出版社その他の報道機関、報道の用に供する目的と書くべきではないですか。

○國務大臣(細田博之君) そういう規定も不可能ではないかなと思っておりますが、最近、出版社が、そういう出版物がもう余りにも多いんです。そういうCD-ROMを売り出したり、専門の人情報の出版物も多いということで、やはり差があるなど。本来の新聞社の場合と出版社の場合は少し違うということが我々の考え方でござります。

○福島瑞穂君 全く納得できません。

この委員会で何度も確認をしてきたのは、一律だと、要するに一律的に解釈ができると、出版社を入れても人名録とかそういう明らかに違う場合を除外しているので一律にできるとというのが答えです。

だつたら、なぜ書かないのか。今日の答弁でも、それは量的な問題だけにしかすぎないじやないですか。新聞社もたくさん様々な人名録を出しています。量的な差であれば、条文とすれば書くべきですよ。

○國務大臣(細田博之君) そのため、「著述」と書いておるわけでございます。

○福島瑞穂君 ますます分からぬ答弁です。

そうではなくて、新聞社と雑誌社が、出版社が同じじやないですか、この委員会で確認して。要するに、人名録とか、明らかに違うものはアプリオリに、無前提的に除外するという答えなわけですよね。だとしたら、それはなぜ書かないのか。

つまり、報道に対する制限ということで何度も確認をしてきました。それは一律に、明らかに人名録だけ除外するとおっしゃったわけです。出版社も新聞社も入れればいいじゃないですか。出版社も新聞社と同じように解釈する、条文の作りとしてはそういうことです。

○政府参考人(藤井昭夫君) 恐縮ですが、改めて五十条のその適用除外の仕組みについて御説明させていただきたいと思います。

報道についての除外の仕方でございますが、これは条文ごらんいただいたらお分かりいただけると思いますけれども、まず主体が上にあります、それで二段目に目的の行為があります。ですから、報道機関が除外対象の主体になるんですが、丸々報道機関のやることが除外されるかというと、そうではなくて、そのうちの報道目的の行為、報道目的の行為のみが個人情報の取扱いの適用除外になると、第四章の適用除外になるという形になつてございます。ただし、その目的も一部でも含まれていればそれは報道目的ですよというふうに、非常に多く作っているわけです。

それで、まず二点あります。

報道機関とはそもそも何かと申しますと、新聞社、通信社それから放送局入れていますが、これは例示でございます。これに限るものではなくて、非常に多く作っているわけです。

出版社であったつて、報道を業としておられる部分、それについてはその限りにおいて報道機関だという、これはあるる何度も御説明申し上げております。

したがいまして、出版社でも、例えば報道雑誌、報道が含まれているような週刊誌、こういったものを出版されておられる場合は、これは報道機関なんでございます。それが報道目的の雑誌を現実に出版されておられるということになると、それはもう適用除外されるということをございます。

それともう一つは、今回著述というものが適用除外にしておりますが、この著述についても構成は同じにしてございまして、著述を業とする者、これがまず対象となる主体になります。その方の全体が、活動が適用除外になるかというと、あくまでそのうちのやつぱり著述目的の行為、これが適用除外になるということになります。

そこで、大臣から御説明申し上げていたところは、出版社は総合メディアと言われて、あらゆるジャンルのメディア活動をやっておられるんですが、そのほとんどは報道か、一般的には著述、これは別にジャンルを問いませんので該当するということになると思いますが、ぎりぎり最後に残るものは、単にデータを羅列して販売するような紳士録とか、あと住宅地図、ああいったものについては、これははどう見てもやつぱり報道の要素が一部でも含まれているとか、あるいは著述の要素が一部でも含まれているとは考えられないんで、こういったものは出版社のやつている出版活動の中でぎりぎり除かれる部分でしよう。それ以外は、逆に既にこの報道か著述かでもうほとんど除かれんんですけど、どういうような御説明をこれまでしてきたところでございます。

○福島瑞穂君 もしそうであれば、条文上なぜ記をしないのかというのが私の素朴な質問です。

今、るる、るる、ると説明をされましたけれども、結局、新聞社と出版社において人名録のような明らかにデータになるものだけ除外をするということであれば、出版社に入れることに何の問題

題があるんですか。「その他の報道機関」の中に出版社が入れるんであれば、出版社というふうに入れればいいじゃないですか。

○國務大臣（細田博之君） やはり報道機関というのは一つのグループ、概念で、非常に大事でござりますので、報道機関と書いた瞬間に、やつぱり東洋経済新報社とかダイヤモンド社とか光文社とかはもう、週刊誌を出しておつたりいろいろな雑誌を出しているところはもう「報道」で読めてしまいますよ。ただし、その中で、報道の用に供する目的でない、正に個人情報を扱うものが出ておりますので、それが除外される。

それから、企業によって、分かりませんけれども、例えば何とか大学出版会とか、何とか文芸評論社とか、全く報道と関係ない文芸その他を、フィクションとか翻訳とか、そういうものを一生懸命出しておられる、専ら出しておられるところは二号の「著述」で読むと。

そういうふうな、報道と著述に分けて、ただ、

報道の中にはそういう部門があると。それから、出版でも「報道機関」で読めるものは一号、それからそうでないものは二号と。報道というものをしつかりと表に出すためにそうなったということでございます。

○福島瑞穂君 いや、説明を聞けば聞くほど

ちょっとよく分からなくて、ずっとこの委員会で

確認してきたことは、報道に主眼があるというよ

りも、そうかもしれません、報道を広く解して、

そして人名録などのものを作っているのを除外す

るとずっと答弁を繰り返しています。

だとすれば、出版社でもそういうものを出して

いるのは一部なわけですから、新聞と雑誌は総合

メディアという関係では量的な差にしかすぎない

わけですから、なぜ条文上書かないのかというこ

とにについては分かりません。

それは、是非、条文上はきちっと入れていただき

方が解釈としては間違いがないというふうに考

えております。

○政府参考人（藤井昭夫君） 実は、その出版社と

いう言葉を条文に入れるかどうかというのには、もう政策判断の問題ではなくて立法技術上の問題だと考えております。

具体的に申しますらういうことかと申しますと、五十条の第一号に書いてるのはあくまで例示なんございます。例示でございまして、要是、報道機関にふさわしいような例示を書くことによってより条文の内容を分かりやすくするという趣旨のものでございます。

そこで、新聞社とか通信局とか、それから放送局というのは、これは従来報道機関というふうに

とらえられていてもちろん中には報道以外も

やつておられる方もいらっしゃいますが、全然問

題はないんですが、問題は、出版社という言葉を

報道機関の例示として入れるということがどうか

と、立法技術的にふさわしいかどうか、その程度

の話だらうと思つておりますが、そこは先ほど総

合情報メディアだと申し上げましたが、まさに

現実には文学書、それから娛樂書、それから

専門書、それからいろいろなジャンルのそれこそ

がわってくるわけでございますが、出版社といふ

おられます。

確かに報道をやっておられる出版社もいらっしゃることは間違いないですが、だけれども、

妊娠しておられる方の窓口に直接話を持つていて

書いた方がすっきりすると思いますが、それで次

の質問に移ります。

例えば、労働組合やNGOが国や地方自治体の、

特に国の幹部の天下り先を調査をしようとする、

そのデータベースに関してはこの個人情報保護法

案はどういうふうにかかるのでしょうか。

○國務大臣（細田博之君） 御指摘のような事例につきましては、公表に当たりまして役職名や省庁名により発表されるなど、個人情報に配慮した形

で実施されていると理解しておりますので、いず

れにしても本法制で問題になるとは考えておりま

せん。

なお、一般論で申せば、御指摘の労働組合が一

定数、五千人分以上の個人情報をデータベース化

し事業に用いている場合は個人情報取扱事業者に

該当するということになりますけれども、そのよ

うなところはまずないのではないかと考えております。

○福島瑞穂君 行政情報の、済みません、民間の

方で、具体的に例えればこれは、実は主務官庁が具

体的にどういうことに関与するのかという具体的

なことのイメージがわかないで、ちょっと教えてください。

妊娠している間、ベビー用品のダイレクトメー

ルが送られてきた、これは一体どこから来たのか、

なぜ私の妊娠が分かったのかというときに、これ

をどこか苦情処理の方に言つた。どういう調査が

あるんでしょうか。その業者を呼び付ける、調査

をする、そういうことになるのでしょうか。

○福島瑞穂君 公選はがきがやつてきた、しかし

その候補者を私は知らない、一体どこから来たの

か、推薦人の名前もない、NGOの名簿なのか集

会のときの名簿なのか、こういうのはどういう問

題になるんでしょうか。

○國務大臣（細田博之君） 発出者が全く分からな

いような場合ですか、それとも……

○福島瑞穂君 候補者は分かるけれども、どうし

て……

○國務大臣（細田博之君） だれがどのように出し

たかは分からぬわけですね。

これは、まず選管等にやつぱりおかしいんじや

ないかということは言つていただくと同時に、候

補者の方に照会をしていただくと。というのは、

くというようなアプローチの仕方があろうと思ひます。

それで、どうも話を聞いてみたら、自分のデー

タがどうも違法な形でダイレクトメール業者が取

得したらしいということになると、その事業者に

し、あと、それで事業者の窓口、苦情処理窓口な

んかで相談いただいて、事業者がなかなか応じな

いというような場合は、それこそ最寄りの行政苦

情窓口、そこに言つていただくということも可能

かと思つております。

事業者の苦情処理窓口に直接話を持つていて

も、大臣の御説明のとおり、優良企業の場合は結

構それで十分対応してくれると思つますけれど

も、そうでない場合は、これはやつぱり行政苦情

窓口に行つていただくなり、あるいはもう一つ期

待しておるのは、なかなか事業者自らの処理で

あともう一つ考えておるのは、なかなか、

事業者の苦情処理窓口に直接話を持つていて

も、大臣の御説明のとおり、優良企業の場合は結

構それで十分対応してくれると思つますけれど

も、そうでない場合は、これはやつぱり行政苦情

窓口に行つていただくなり、あるいはもう一つ期

待しておるのは、なかなか事業者自らの処理で

ありますので、事業者側もできれば認定保護団体

と、いうのを作ることにしておるんですけども、

そういう言わば民間でありますけれども第三者的

な苦情処理機関に相談いただくというような形で

対応していただくということにならうかと思いま

す。

○福島瑞穂君 公選はがきがやつてきて、しかし

その候補者を私は知らない、一体どこから来たの

か、推薦人の名前もない、NGOの名簿なのか集

会のときの名簿なのか、こういうのはどういう問

題になるんでしょうか。

○國務大臣（細田博之君） 発出者が全く分からな

いような場合ですか、それとも……

○福島瑞穂君 候補者は分かるけれども、どうし

て……

○國務大臣（細田博之君） だれがどのように出し

たかは分からぬわけですね。

これは、まず選管等にやつぱりおかしいんじや

ないかということは言つていただくと同時に、候

補者の方に照会をしていただくと。というのは、

書きたいと思います。

○福島瑞穂君 そこまでおっしゃるなら、むしろ書いた方がすっきりすると思いますが、それで次の質問に移ります。

例えば、労働組合やNGOが国や地方自治体の、特に国の幹部の天下り先を調査をしようとする、

そのデータベースに関してはこの個人情報保護法

案はどういうふうにかかるのでしょうか。

○國務大臣（細田博之君） 御指摘のような事例につきましては、公表に当たりまして役職名や省庁名により発表されるなど、個人情報に配慮した形

で実施されていると理解しておりますので、いず

れにしても本法制で問題になるとは考えておりま

せん。

なお、一般論で申せば、御指摘の労働組合が一

定数、五千人分以上の個人情報をデータベース化

し事業に用いている場合は個人情報取扱事業者に

該当するということになりますけれども、そのよ

うなところはまずないのではないかと考えております。

○福島瑞穂君 行政情報の、済みません、民間の

方で、具体的に例えればこれは、実は主務官庁が具

体的にどういうことに関与するのかという具体的

なことのイメージがわかないで、ちょっと教えてください。

妊娠している間、ベビー用品のダイレクトメー

ルが送られてきた、これは一体どこから来たのか、

なぜ私の妊娠が分かったのかというときに、これ

をどこか苦情処理の方に言つた。どういう調査が

あるんでしょうか。その業者を呼び付ける、調査

をする、そういうことになるのでしょうか。

○福島瑞穂君 公選はがきがやつてきた、しかし

その候補者を私は知らない、一体どこから来たの

か、推薦人の名前もない、NGOの名簿なのか集

会のときの名簿なのか、こういうのはどういう問

題になるんでしょうか。

○國務大臣（細田博之君） 発出者が全く分からな

いような場合ですか、それとも……

○福島瑞穂君 候補者は分かるけれども、どうし

て……

○國務大臣（細田博之君） だれがどのように出し

たかは分からぬわけですね。

これは、まず選管等にやつぱりおかしいんじや

ないかということは言つていただくと同時に、候

補者の方に照会をしていただくと。というのは、

その通知からは直接は候補者の事務所しか分からぬわけですが、でも、そうすると公選はがきが来たときに、この候補者、私は直接知らないわとなると、そうするとみんなその事務所に問い合わせると。どこから私の名簿は来たのか、なぜ私を知っているのかということになりますね。その候補者の事務所あるいは候補者がそのことに答えない、あるいは答えられない、分からぬ、答えたくない場合はどうなるんでしょうか。

○福島瑞穂君 もちろん個人情報ということは重要なわけですが、でも、そうすると公選はがきが来たときに、この候補者、私は直接知らないわとなると、そうするとみんなその事務所に問い合わせると。どこから私の名簿は来たのか、なぜ私を知っているのかということになりますね。その候補者の事務所あるいは候補者がそのことに答えない、あるいは答えられない、分からぬ、答えた

くないわけですが、でも、そうすると公選はがきが来たときに、この候補者、私は直接知らないわとなると、そうするとみんなその事務所に問い合わせると。どこから私の名簿は来たのか、なぜ私を知っているのかということになりますね。その候補者の事務所あるいは候補者がそのことに答えない、あるいは答えられない、分からぬ、答えたくない場合はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(藤井昭夫君) 御指摘のケースで、も、まず、そのダイレクトメールを発行されたところの連絡先といふようなのは通例書いてあると思いますので……

○福島瑞穂君 ダイレクトメールじゃなくて公選

○国務大臣(細田博之君) 選挙をしている者はよくそういう経験ありますけれども、事務所とか、公選はがきですから名簿管理等によりましてあて名を書きます。

その場合に私どもがしておる対応は、私はあなたからこういうはがきをもらういわれはないといふことを言えば一種の訂正になるんですが、これは失礼いたしましたと、私どもの方で関係先にも、破つて、以後通知が行かないようにいたしましょうということがこの本来の精神から見た対応であります。

○福島瑞穂君 削除してくれという、訂正してくれといふのはいいんです。ただ、有権者が、あるいはさつきのダイレクトメールももらった人間

が、入手経路を知りたい、選挙事務所に私の名前は一体どこから漏れたのかとということをとことん追及をする、これははどういう問題になるんでしょうか。それは言わないといけないんですか、この法律では。どうなるんですか、調査が入るんですか。

○國務大臣(細田博之君) 基本的には、政治団体

でございますから、これはこの個人情報保護の対象になるかどうかという問題だと思いますけれども、公選はがきの場合はちゃんと法律に基づいて出されるわけですから、候補者が言わば政治団体で出すという点でいいと思うんですが、ただ、あえて言えば、こういう場合にはもしも苦情があつたりした場合には、私の事務所でも、いや、実はあなた様はこういう方から御推薦をいただいております。ただ、法律上、政治団体でございますから、そういうことを言う義務はないかと思いますけれども、その方が有権者に対しても親切だと思いますから、実はほんでもございませんと、こういう御紹介、だれだれさんの御近所の方の御紹介でお出しいたしましたが、もし御希望でしたら以後廃棄いたしますというふうに私の事務所は対応しております。

○福島瑞穂君 どうしてこういうことをお聞きしましたか。

○福島瑞穂君 例え、今度は行政情報の方にお聞きします。自己の刑務所の保護房記録を出してくれといった場合、この法律に基づいてこれは出てきますか。

○政府参考人(松田隆利君) 自己の保護房の記録でございますか。

○福島瑞穂君 はい。

○政府参考人(松田隆利君) まず、開示請求等々の対象、そもそも適用除外になつてゐるもの申しあげますと、四十五条で、いわゆる個人の前科

等を示すもの、裁判、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情

報について」、これは開示、訂正、利用停止請求の対象外になつております。

したがつて、こういふものに該当しなければ、原則として開示請求等の対象になるということでございます。

○福島瑞穂君 では、自分の保護房記録を出してほしいというのは、四十五条の刑の執行に当たり、それをめぐる一つの言わばグループがあればそれ

を政治団体としておるわけでございますので、例えれば福島議員を取り巻く一定の支持者の一群とい

ますか、皆様は政治団体になるわけでございます。

○國務大臣(細田博之君) 公選法上の政治団体を引用しているわけですが、公選法の政治団体といふのは非常に特別でございますので、例

えば福島議員を取り巻く一定の支持者の一群とい

ます。

その具体的な記録の詳細について私どもちょっと承知をいたしておりませんので、ちょっとお答えすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○福島瑞穂君 これは、私、昨日かおととい、情報公開法にのつとつて開示あるいは不開示が争いになつたケースとしてお聞きをしているものなんですが、ただ、刑の執行に当たるかどうかについてあります。ただ、御推薦をいただいておりま

すと、そういうことは事実上言つております。

○福島瑞穂君 たゞ、法律上、政治団体でござりますが、それは最初に政治団体と書いてあります。後から政治資金規正法には書かれてあります。しかしも苦情があつたりたがってはなくて、政治活動をやるという意味ではあります。ただ、御推薦をいただいておりま

すかといふ点についてはどうですか。

○國務大臣(細田博之君) 政治資金規正法には書かれてあります。ただ、法律上、政治団体でござりますが、それは最初に政治団体と書いてあります。後から政治資金規正法には書かれてあります。しかしも苦情があつたりたがってはなくて、政治活動をやるという意味ではあります。ただ、御推薦をいただいておりま

すかといふ点についてはどうですか。

○福島瑞穂君 これは、私、昨日かおととい、情報公開法にのつとつて開示あるいは不開示が争いになつたケースとしてお聞きをしているものなんですが、ただ、刑の執行に当たるかどうかについてあります。ただ、御推薦をいただいておりま

すかといふ点についてはどうですか。

戸籍や住民票が雇用の場合に差別に取り扱われる可能性があるから戸籍や住民票を本人が取れるようになるのはおかしいというくらいおかしいわけでも、むしろ前科前歴を雇用の場合に出させることが、そのものを規制すべきであるというふうに思います。

ところで、ちょっと時間がなくなつてきてしまいましたけれども、昨日、私も、そして宮本委員も質問をしました警視庁における個人カードですが、これについて、これは警視庁となつていますからそもそもこの行政情報の範囲外になつてしまつますが、もし警察庁に同じ情報があつた場合、個人がこの情報、請求した場合に開示、これは開示されるんですか。

○政府参考人(松田隆利君) 今、先生お尋ねになりましたように、行政機関、個人情報保護法案は国の行政機関を対象にしていますので、地方の機関、地方自治体、地方公共団体等の個人情報は対象にならないわけであります。

昨日のその資料がどのようなものであるか、私どもも内容を承知いたしておりませんのでお答えは差し控えさせていただきたいわけであります。この法案の四十五条に該当をしなければ開示等の請求はできるということです。

○福島瑞穂君 これは四十五条の規定に適用がありません。刑事事件やそれではありません。個人の様々なデータですから、ではこれは開示請求できるということですね。

ところで、この問題について行政庁が持つていて重要な個人情報が、これは検査だけとも限りなく、検査のためではなくて様々な情報が本当に入っています。わざわざ検査のためにと、いうことに強調したのは、令状請求、送致資料等に添付しないこととわざわざ書いてあるぐらいいなわけです。これについて、このような情報があり、かつ流出しているということが極めて大問題で、行政から重要な個人情報が流出するということについてきっちりチェックできるのかできないのか、実態はどうなのかということについて決着を

付けない限り、この個人情報保護法案、成立させられるわけにはいかないというふうに考えます。

これについて、立法者というか、総務省が担当も質問をしましたが、これについてきちっと調査、存在するのかしないのか、調査をきちっとしてくださるのかどうか、お願ひいたします。

○国務大臣(片山虎之助君) 個人情報だとすれば、それが流出することがあつてはならないんですね。この法律は、総務大臣への事前通知とかなんとかということは別にして、事前通知しようが、この法律に基づいて管理処理しなきゃならないんですよ。

だから、仮に委員が言われるカードが警察庁であれば警視庁だそうですからね、警察庁で、それで私もカードの中身知りません、私も、あれがいわゆる個人情報を該当するとすれば、それが犯罪捜査のために総務大臣への事前通知が必要ないと

しても、ないとしても、それは法令に基づいて目撃内で必要最小限度にそれは管理し、処理されなければならぬんで、それが流出するようなことがあつてはならないですよ。この法律の精神から、それはそれぞれの行政機関がちゃんと中を点検して、一切そういうことがないようにすべき点検して、私は、この法案の本来の意味を個人的に解釈をさせていただくと、高度情報化ネットワーク社会において、好むと好まざるにかかわらず、それぞれの個人情報というものがネットワークを通じて交換、提供されていく、そのことによつて果たして個人あるいは企業あるいは政府といふのは、経済上、社会的な便益、利益、つまりベネフィットと、その乱用によるコスト、リスクといふうに言い換えてもいいと思うんですが、これを正当なルールが定められた中でどういうふうにとらえていくべきかと、こういうことがこの法案を議論させていたく意味だと、私はこうとらえさせていただいているわけでございます。

○福島瑞穂君 ありがとうございます。

今、大臣が最後に意見を言うというふうにおっしゃいました。このことについて調査がきちつとあるということが出ておりませんので、きちつと調査をしてくれるように私から強く申し上げます。この件は極めて重要なので……発言する者ありいや、これは個人情報保護法案を成立させることで重要な事案ですので、きちつと集中審理をしてください、調査をしてくださるよう強く要求して、私の質問を終わります。

○小林温君 自民党的小林温でございます。

月曜日に特別委員会が設置になりまして、かなり昔のことのように思えるぐらい長い時間掛け議論させていただいております。両大臣におかれましては、特に毎日お付き合いをいたいでおりますことに改めて敬意を表したいと、こういうふうに思うわけでございます。

それで、この個人情報保護法案、旧法が提出されましたのは二〇〇一年の通常国会でございましたが、私がまだ議員になる前のことでござります。今までの議論を私もしっかりとたどらせていただけて、今日質問をさせていただきたいと、こういふふうに思つています。

一つに、メディア規制法案だということで、過去の国会においてこの法案の成立が今まで遅れてきたということもあるわけですが、その部分についてはかなりの部分収まつたというふうに認識をしております。

ただし、私は、この法案の本来の意味を個人的に解釈をさせていただくと、高度情報化ネットワーク社会において、好むと好まざるにかかわらず、それぞれの個人情報というものがネットワークを通じて交換、提供されていく、そのことによつて果たして個人あるいは企業あるいは政府といふのは、経済上、社会的な便益、利益、つまりベネフィットと、その乱用によるコスト、リスクといふうに言い換えてもいいと思うんですが、これを正当なルールが定められた中でどういうふうにとらえていくべきかと、こういうことがこの法案を議論させていたく意味だと、私はこうとらえさせていただいているわけでございます。

○福島瑞穂君 ありがとうございます。

今、大臣が最後に意見を言うというふうにおっしゃいました。このことについて調査がきちつとあるということが出ておりませんので、きちつと調査をしてくれるように私から強く申し上げます。この件は極めて重要なので……発言する者ありいや、これは個人情報保護法案を成立させることで重要な事案ですので、きちつと集中審理をしてください、調査をしてくださるよう強く要求して、私の質問を終わります。

起るものではなくて、我々がリスクとそれからベネフィットのバランスを主体的にどう考えていくかという、こういう対応の仕方が必要なわけで、正に新しい、ある意味でいうと、メディア社会における我々の文化の在り方というのも実はこの

法案を切り口にして考えていかなければいけない、こういうふうに私は思つてございます。そんな中で、一つ法案の中身について確認をさせていただきます。これは主務大臣の規定があるわけですが、三十六条でございますが、この一項で「個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣及び当該個人情報取扱事業者が行う事業の従業員の方の個人情報をあるとか、あるいはその会社に採用を希望される方の採用情報であるとか、こういうものだと

いうのは、例えば会社の従業員の方の個人情報をあるとか、あるいはその会社に採用を希望される方の採用情報であるとか、こういうものだというふうに私自身はとらえているんですが、こういう解釈でいいかということ、この情報についても本法案の規制対象になるのかどうかということにについて、これは細田大臣でございますが、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(細田博之君) 本法案におきましては、第二条第一項の規定によりまして、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「特定の個人を識別することができるもの」と、広く定義されておるわけでございます。

したがいまして、お尋ねのような従業員の人事関係の個人情報、採用予定者の個人情報などの人事情報も本法案の個人情報に該当いたします。ただし、本法案の対象として、こうした個人情報をデータベース化している、そしてそのデータベースを事業の用に供している、適用除外の政令で定められる一定数、例えば五千人を想定しておりますが、以上を用いているというその要件に合致している場合に個人情報取扱事業者に該当して、この法律の適用が種々行われるようになつて

おりまして、御指摘の事例がそれらを満たす場合には、第四章、義務規定の対象になるわけでござります。

○小林温君 でありますれば、その従業員五千人以上の企業がどのくらいあるかということも一つありますが、採用ということを考えますと、例え

けですね。そして、結果として、昨年の住基ネットの第一次稼働のときに、九九年のときには実はセキュリティーの問題でありますとか技術仕様の問題等が議論されるに順番が実は逆になつて、至つたわけでござります。

題として我々は是非考えていただきたいと、こうふうに思うわけでございます。
それで、片山大臣若しくは総務省の方にお話をしたいんですが、今少し触れさせていただきたが、個人情報保護法案と住基ネットにおける個人情報保護措置との関係、簡略にて結構でありますが、少しお聞かせいただきたい。

いうの個人情報保護法だけあるけれども、これも広げないかぬと。更に住基法だと。こういうことで言つてきましたので、この法律が通れば、私はそういう意味では大変前進だと、こういうふうに思いましたし、言われるとおりなんですよ。公開四情報に番号、住民票コードと変更情報だけですから、それをもう厳重に厳重にやりまくつているんです。しかし、それはそれで悪いことじや私はないと思うけれども、正に委員が言われるよう、コストベネフィットからいうと何だということにならんです。だから、今後、第二次稼働でいろんなことに使っていきます。

一つには、今まで年功序列、終身雇用型の企業文化のあつた日本において、余り例えば人事情報がどこかに行くなどとはそれほど問題にならなかつたのかもしれませんが、これから雇用の流動化等を考えたときに、この人事情報データベースというものが非常に大事になるであろうと。それから、志願者、例えばある企業に勤めたい

2

結果、個人情報保護法を作ろうと、こういうになつたわけですよ。議員修正で附則に入つですよ。そこで、十三年に出したんです。十のかなり早い時期に、二月か。ところが、なが御審議いただけなくて、御審議が始まつた去年からですからね。それで、今回こういうになつたわけでありましてね。

私はそのときから何度も言つてゐるんですけども、住基法というのは、住基法で完結してんなことをやつてゐるわけです、セキュリテ

いただきたいと、こう思います。
住基ネットは、一九九九年に住基ネット法が成立して、その際に、ネットワーク上を個人情報が行き来する、個人情報の保護が必要だということ

項目の個人情報を専用線でやり取りするということは、これは私、本当はもったいないことだとうふうに思います。

そういう意味ではもつと前向きに、この住基ネットでせっかく専用線をつないだLGWANもあるという中で、いかに効率的な情報の流通のさせ方ということができるかということを今後の課題

やプライバシー保護を含めて。だから、個人保護は要らないんだと。要らないんだけれどとにかく世の中全部に個人情報保護の網をかけるということが必要なんで、それが心理的に変いことなんで、だから個人情報保護法はいう意味では要る。

それからまた、行政機関全般に対して電算

ですから、ネットワーク 자체、あるいは端末情報は、これはもう地方分権でどんどんどんどん住民の方に近いところに置いていただいて結構なんですが、セキュリティのレベルを確保するためのセキュリティーポリシーというものは、これはやっぱり国が正に危機管理の感覚を持っていただいてしっかりと体制を作り、そのポリシーを進めていっていただくということが必要だらうというふうに思います。この点について、細田大臣の御見解をいただけれどと思ひます。

○國務大臣(細田博之君)　おっしゃるとおりでございまして、セキュリティーのレベルというのは、低いところがあればそこから穴が空いて水が漏れてしまうわけでございますし、これから地方公共団体と国がそれぞれ別々に情報を処理しても何の得もないわけでございます。

國家の効率性ということから見ると、そういう問題があるわけでございますので、もちろんそこで個人の権利を守る、情報を守る、そういうことには必要でございますけれども、いかに効率的な政府を、地方公共団体の連携を実現するかということも大変大事でございますので、私はIT担当国務大臣でございますので、その点は是非配慮をして、かつ地方政府にも声を掛けていきたいと思いますが、この問題になりますと行政を管理するところはお立場で大変総務大臣に、あるいは総務省に大きな役割がありますので、是非連携してやっていきたいと思っております。

○小林温君　先ほど同僚議員の質問で自治事務だからという話もあつたわけですが、私は、先ほど申し上げましたように、セキュリティーに関しては、地方分権じゃなくて、是非これは中央集権型でしっかりと確保していただきたいと、こうお願いを申し上げるところでございます。

今の部分とも絡むんですが、片山大臣に、先ほどお話に出ておりました総務省が実施した住基

ネットのセキュリティーチェックの調査が行われたと。で、これ報道によりますと、三點満点で二・四八点、これ百点満点に直すと八十三点ぐらいだと思いますが、私はこれ百点じゃないといけないという議論は、まだ最初の話に戻りますが、全く何も生まれないと思うんです。仮に八十二点だとしたら、それをいかに百点に近づけていくかという努力をそのプロセスを追ってできるかということと、仮に何かが起きたときに、その被害を最小限に抑えるためにどういった対応がしつかりマニュアルとして整備されているかということが正にセキュリティー対策においては肝要な必要なことだろうというふうに思います。

そこで、大臣に、この先日行った住基ネットのセキュリティーチェックの結果についてどのように御評価をされているか。これを受けて、今後第二次稼働、これも繰り返しになりますが、間近でございまして、どういうふうに対応されているか、意気込みについてもお聞かせをいただければうとうふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、セキュリティーは地方分権より中央集権になじむと、こういう話を御評価をされているか。これを受けて、今後第二次稼働、これも繰り返しになりますが、間近でございまして、どういうふうに対応されているか、意気込みについてもお聞かせをいただければうとうふうに思います。

それから、私は、このチェックの自己点検を更に再チェックするんですけども、九割もいい点で、今後セキュリティーのレベルを上げるためにいろいろよく検討をさせていただきたいと、こういうふうに思います。

取つたと私は思つてゐるんですよ。どんな試験も九割が満点というのはいませんよ。だから、へ正に小林委員が言われたように、その十分でない割とか何割をどうやつて引き上げるか、これをもう中心に検討していきたいと思います。詳細あれを取つていますから、個別に指導していくと、こういうふうに思つております。

○小林温君 是非よろしくお願ひします。

この個人情報保護法案の成立後、是非私は総務大臣にお願いしたいのは、例えば地方の公共団体のデータベースを管理する職員の方のレベルアップを図つていただくと。そのためには、これもまた自治事務だということもあるんですが、しつゝり財政的な部分での措置についてもお考えをいたいで、ここ手厚くしていただきたいことが、やはり国でセキュリティーポリシーを使って、これをしっかりと地方公共団体で実現していくことにつながるというふうに思いますので、さらなる手立てを是非御検討いただきたいと、財政的な部分についてもお願いをしたいと、こういうふうに思ひます。

次に、また情報セキュリティーの話でございますが、五月十四日の報道で、経済産業省で情報セキュリティー総合戦略を策定するという、こういう検討を開始したというふうに報道されておりましたが、このスタートの時点での問題意識について、これは経産省の方から御説明いただければよいふうに思ひます。

○政府参考人 松井英生君 お答えいたします。

現在、政府、自治体、企業、個人が各々の立場でITをその活動において不可欠な道具として利用するようになり、IT経済社会の浸透が急速に進んでおります。一方で、情報漏えいやシステムへの不正侵入など、情報セキュリティーの脅威は増加し、各々の主体が漠然とした不安やリスクを認識していると、こういう状況にあると認識しております。

こうした中で、各々の主体がIT経済社会において最大限の活力を發揮できる、信頼できる情報

経済基盤の確立が必要であるとの観點から、これまでの情報セキュリティ政策を総括し、今後政府としてどのような指針を示し、施策を遂行すべきかという全体戦略を示すことが必要であると考えております。

すなわち、ITが経済社会にとつて必須なものとなつた現在、ITのセキュリティ確保なくしては経済社会の健全な発展はあり得ないとの認識の下、政府、自治体、企業、個人に情報セキュリティ文化を定着させ、それぞれが果たすべき責任を明確にして、具体的な策を実施すべく、サイバーテロなどの危機管理的側面や情報の安全保障的側面も含め、情報セキュリティに関するグランドデザインを国際的視野をも踏まえて構築することが必要であると考えております。

このような問題意識に基づいて、情報セキュリティ総合戦略の策定を進めている次第でございます。

○小林温君 是非、この総合戦略実現に向けてしっかりと進めていただきたいと思います。

それで、先ほど政府全体のセキュリティ対策、それから地方自治体のセキュリティ対策には御見解を両大臣からいただきましたが、例えば、今後、個人情報の取扱事業者となる例えは民間企業を例に取った場合、このセキュリティ対策というのも大変重要なつながりくるというふうに思うわけでございますし、また、ここにも仮に脆弱な部分があるとすれば、今後、国全体のセキュリティ戦略にも大きな影響を与えるというふうに思うわけでございます。

この点について、経済産業省さんとして、セキュリティ監査というようなこともこの議論の中でも何名かの委員の方から質問も出ておりますが、その辺の点も踏まえながら、企業に対する情報セキュリティ確保策ということについて御見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(松井英生君) 企業の情報セキュリティ対策を推進するためには、企業が情報セキュリティ対策を計画し、実行し、評価し、そ

の評価結果に基づいた対応を行うというサイクル、すなわち情報セキュリティーマネジメントを確立することが重要でございます。

このような観点から、昨年四月より、財団法人日本情報処理開発協会に委託し、情報セキュリティーマネジメントに関する第三者認証制度であるISM-S適合性評価制度を運用しております。現在まで約百四十の事業者がこの認証を取得しております。

また、本年四月に情報セキュリティ監査制度の運用を開始いたしました。これは、独立かつ専門的知識を有する専門家が企業等の情報セキュリティ対策を客観的に評価することを通じて、情報セキュリティ対策を継続的に改善するための制度であります。

当省といたしましては、今後とも、これらの制度等を通じて企業の情報セキュリティ対策を積極的に支援していく所存でございます。
○小林温君 いずれにいたしましても、正にこれは新しい文化を今後我々高度情報化ネットワーク社会において作っていくかという非常に大きな試み、あるいは取組であると思います。我々政治家の役割もしっかりと認識しながら、これからまた取り組んでいかなければいけないと思います。大臣お二方始め委員の皆さんお疲れだと思いますので、時間を残して、これで質問を終了させていただきたいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時散会

平成十五年五月二十三日印刷

平成十五年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F